

平成26年行政事業レビューシート

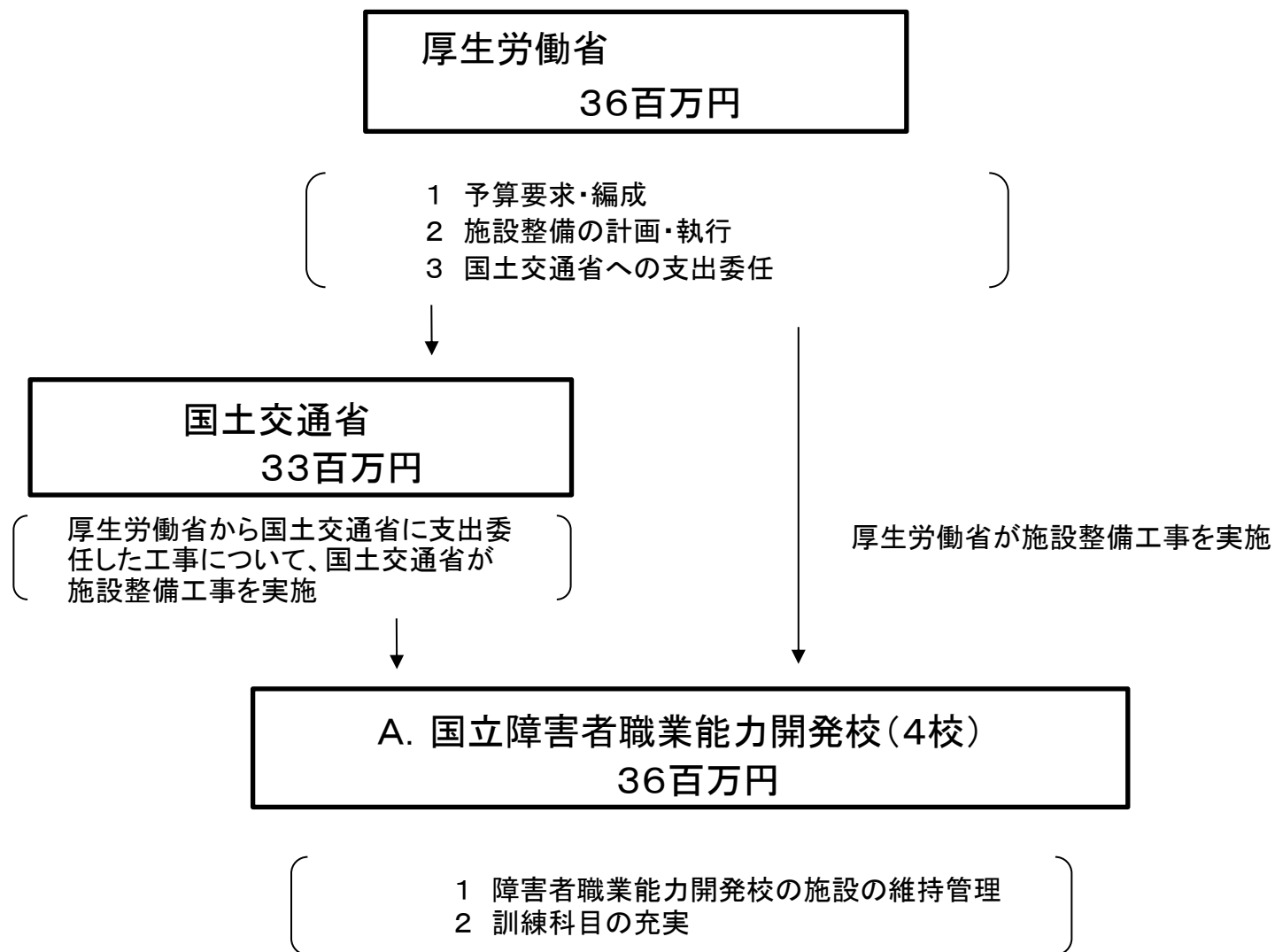
(厚生労働省)

事業名	障害者職業能力開発校設備等		担当部局庁	職業能力開発局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭和22年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	能力開発課		能力開発課長 藤枝 茂			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	職業能力開発促進法第15条の6第1項、労働者災害補償保険法第29条第1項第1号		関係する計画、通知等	障害者基本計画(平成25年9月閣議決定)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して職業訓練を実施する障害者職業能力開発校において、障害特性に適応した専門的な職業訓練を行う上で必要な施設等の整備を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国立障害者職業能力開発校の校舎や機器の老朽化、障害の重度化・多様化に対応した訓練科目の整備に伴い、効率的・効果的な職業訓練を実施するために必要な改修工事や機器整備を行う。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	238	219	108	550	586		
		補正予算	—	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	—		
	計		238	219	108	550	586		
	執行額		233	214	99	—	—		
執行率(%)		97.9	97.7	91.6	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	障害者職業能力開発校の修了者の就職率(間接的指標)			成果実績	%	65.9	68.7	69.9 (速報値)	—
				目標値	%	60	60	61	65
				達成度	%	109.8	114.5	114.6 (速報値)	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	施設・機器整備箇所数			活動実績	箇所	9	15	16	—
				当初見込み	箇所	9	15	16	8
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y X:「執行額」 Y:「施設・機器整備箇所数」			単位当たりコスト	円	25,857,336円	14,281,049円	6,578,447円	68,802,500円
				計算式	X / Y	232,716,021円 / 9箇所	214,215,730円 / 15箇所	105,255,149円 / 16箇所	550,420,000円 / 8箇所
平成26・27年度予算内訳(単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	(目)施設整備費	485	534	東京障害者職業能力開発校の建替えに伴う工事等のため					
	(目)庁費	49	36						
	(目)土地建物借料	13	13						
	(目)施設施工旅費	1	1						
	(目)施設施工庁費	2	2						
	計	550	586						

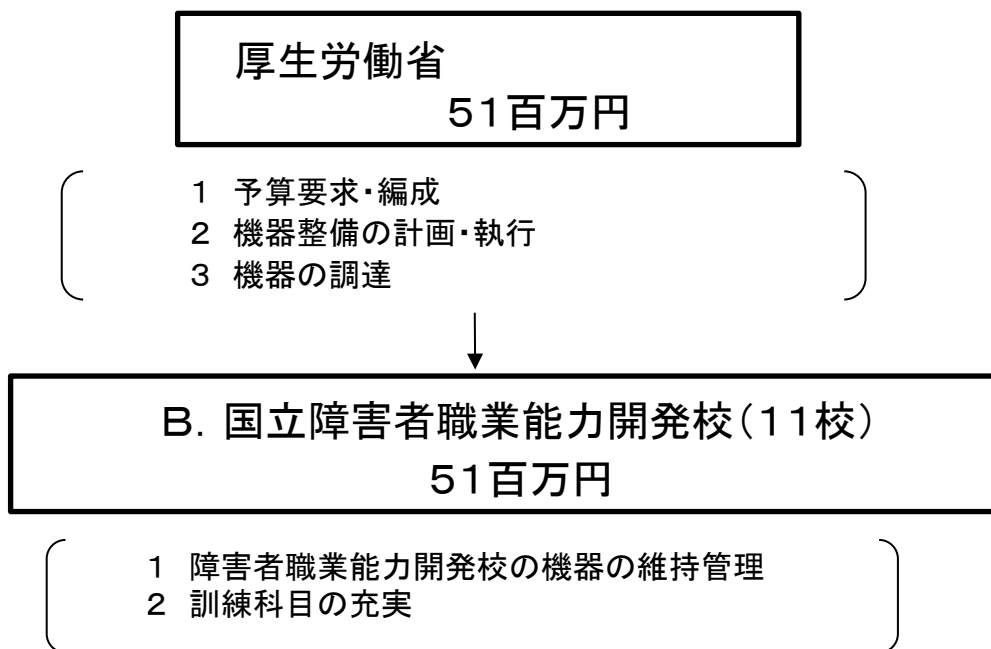
事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	ハローワークへの求職障害者が増加する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練内容の充実・向上等が重要である。本事業は訓練内容の充実・向上や訓練生の安全を確保するものであるとともに、国が設立した障害者職業能力開発校の整備等であることから国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。本事業は、職業能力開発促進法第16条に基づき、国が設置した障害者職業能力開発校の整備を行うものであることから国が直接実施している。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。ハローワークへの求職障害者が増加する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練内容の充実・向上等が重要であることから本事業の優先度は高い。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	必要最小限の整備費用に限定しているため、最小コストかつ妥当な水準になっている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	施設整備や訓練機器の更新費用など、真に必要な経費に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	職業能力開発校から必要とされる整備等を聴取して緊要度の高いものから執行していることから見込み通りの実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	適切な施設整備を行うことにより、障害者に対する効果的かつ安全を確保した上での職業訓練が可能となっていることから、障害特性に対応した専門的な職業訓練機会の確保のために十分に活用されている。		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	国立障害者職業能力開発校の校舎や機器の老朽化、障害の重度化・多様化に対応した訓練科目の見直しに伴い整備をするものであり、今後も効率的・効果的な職業訓練を実施するために緊要度の高い、真に必要な整備を進める。				
	改善の方向性	引き続き効果的な執行に努める。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	点検結果も妥当であるため、引き続き、校舎や機器等の整備に必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	597	平成24年	534	平成25年	414

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

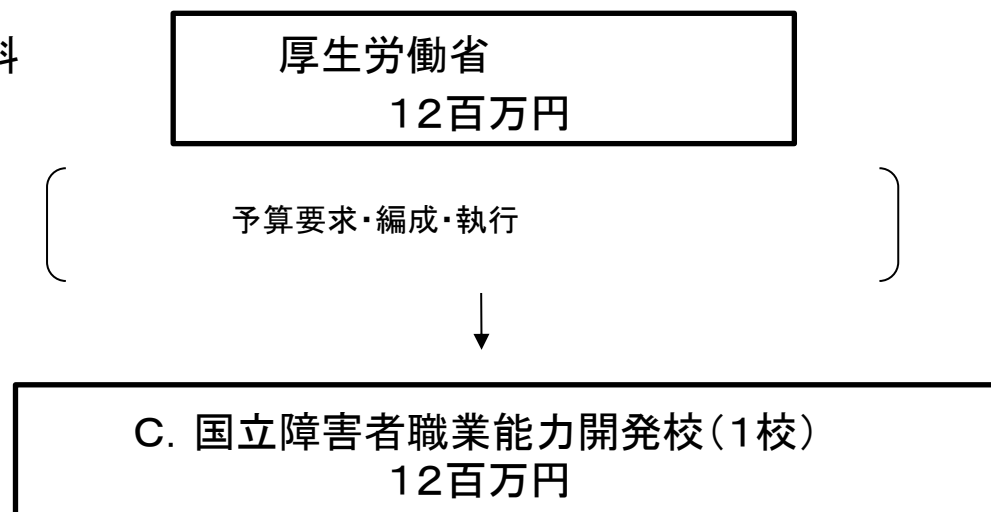
施設整備費



機器整備費



土地借料



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.中央障害者職業能力開発校			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設整備費	耐震改修設計及び空調等改修工事設計	22			
計		22	計		0
B.鹿児島障害者職業能力開発校			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
庁費	訓練機器更新	9			
計		9	計		0
C.中央障害者職業能力開発校			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
土地建物借料	土地借料	12			
計		12	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央障害者職業能力開発校	職業能力開発校の施設の整備	22		
2	愛知障害者職業能力開発校	職業能力開発校の施設の整備	13		
3	東京障害者職業能力開発校	職業能力開発校の施設の整備	5		
4	大阪障害者職業能力開発校	職業能力開発校の施設の整備	3		
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	鹿児島障害者職業能力開発校	職業能力開発校の機器の整備	9		
2	神奈川障害者職業能力開発校	職業能力開発校の機器の整備	8		
3	福岡障害者職業能力開発校	職業能力開発校の機器の整備	6		
4	兵庫障害者職業能力開発校	職業能力開発校の機器の整備	5		
5	宮城障害者職業能力開発校	職業能力開発校の機器の整備	5		
6	愛知障害者職業能力開発校	職業能力開発校の機器の整備	5		
7	東京障害者職業能力開発校	職業能力開発校の機器の整備	4		
8	石川障害者職業能力開発校	職業能力開発校の機器の整備	4		
9	吉備高原障害者職業能力開発校	職業能力開発校の機器の整備	3		
10	広島障害者職業能力開発校	職業能力開発校の機器の整備	1		

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央障害者職業能力開発校	土地借料	12		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費		担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：平成16年度 終了(予定)年度：終了予定なし		担当課室	労災管理課		木塚 欽也		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第1号、同項第2号、同項第3号、同項第7号及び同項第8号		関係する計画、通知等	独立行政法人労働者健康福祉機構中期目標(第3期) (平成26年3月7日厚生労働省基労第0307第2号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労災病院を除く療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、相談、情報の提供その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図り、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	アスベスト関連疾患等といった労災疾病等について、各労災病院における臨床データ等を活用した研究を行い、疾病等の予防法、治療法等の開発・普及を行うほか、せき損等の重度の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供、企業の産業医等に対する産業保健に関する研修等を行っている。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位：百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	9,049	8,230	7,144	7,111	7,186	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計		9,049	8,230	7,144	7,111	7,186	
	執行額		9,049	7,811	7,144	-	-	
執行率(%)		100.0%	94.9%	100.0%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	別紙のとおり		成果実績	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-
		達成度	-	-	-	-		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	別紙のとおり		活動実績	-	-	-	-	-
			当初見込み	-	-	-	-	-
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	事業内容が多岐に渡ることから、単位あたりコストを算出することが困難である。		単位当たりコスト	-	-	-	-	-
			計算式	-	-	-	-	-
平成26・27年度予算内訳 (単位：百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金	7,111	7,186	・労働安全衛生総合研究所との統合準備経費(特殊要因)による増				
計	7,111	7,186						

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働者災害補償保険法第29条第1項に政府が、「療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害を被った労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業」を行うこととされていることから、本事業は国が実施すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。					
事業の効率性	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	上記の事業目的を達成するため、政策目標の達成手段として、労災疾病研究センター、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター等において、労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション等を実施しており、優先度の高い事業となっている。		
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-			
事業の有効性	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、機構法第12条に定める業務を円滑に行い、もって労働者の福祉の増進に寄与するものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	労災疾病研究等の運営(労災病院を除く)、産業保健事業等、自己収益のみでは採算が困難な事業の運営、リハビリテーション関係施設の運営に係る費用等に使用されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
重複排除	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	労災病院、吉備高原医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、産業保健総合支援センター、労災リハビリテーション作業所などの運営を行うことにより、労災疾病等に関する予防から診断、治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供を行っており、効果的に事業を実施している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は、見込みを上回っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	労災リハビリテーション作業所については、入居者の退所先を確保しつつ順次廃止を進めているところである(以下「点検結果」参照。)が、他の施設については十分に活用されている。		
点検・改善結果	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	「独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費」は、労災病院を除く施設整備及び機器整備を行うための使途・目的が限られた施設整備補助金であることから、「独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費」とは、予算や事業の性質が異なる。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	447	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費	厚生労働省労働基準局			
点検結果	「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、 ○自発的健康診断受診支援助成金事業の廃止 ○小規模事業場産業保健活動支援助成金事業の廃止 ○労災リハビリテーション作業所の順次廃止(平成23年度末に1施設、平成24年度中に2施設、平成25年度中に2施設廃止しており、残る作業所は1施設となっており、入居者の退所先を確保しつつ平成27年度末に廃止予定。) 等の取組を進めており、適切な執行が図られている。					
	改善の方向性	今後も、事業の成果・実績等を踏まえ、さらなる効率化を図ることとしている。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、本事業は、労災病院を除く療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、相談、情報の提供その他の援助を行うための施設の設置及び運営等のための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
通現り状	-					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	782	平成24年	690	平成25年	415

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
7,144百万円
(平成25年度執行額)

【運営費交付金】

独立行政法人評価委員会において、毎年度、全ての業務実績、財務状況等に関する評価を踏まえ、これらを反映させた業務運営を行うなど、適切な業務運営について指導を行っている。

独立行政法人
労働者健康福祉機構
7,144百万円

A 労災疾病研究等の運営
(労災病院を除く)
1,471百万円

B 産業保健事業等の運営
2,342百万円

C リハビリテーション関係
施設の運営
329百万円

D その他
3,002百万円

労災疾病研究センター、労災
看護専門学校
※労災病院への運営費交付金
はない。

産業保健推進センター、
勤労者予防医療センター

労災リハビリテーション作
業所、医療リハビリテー
ションセンター、総合せき
損センター

本部運営、産業殉職者慰
霊事業、未払賃金立替払、
安全衛生融資等

【一般競争入札等】

【一般競争入札等】

【一般競争入札等】

【一般競争入札等】

E 民間団体等
843百万円

F 民間団体等
1,108百万円

G 民間団体等
177百万円

H 民間団体等
1,982百万円

労災疾病研究開発ネットワー
クシステム関係経費等

産業保健推進センター事
務所賃借料等

リハビリテーション作業所
の給食業務、ボイラー運
転業務等

本部事務所賃貸経費等

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.			E.(株)大日テクナ		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役員給与	役員に対する給与・退職手当	600	業務委託費	労災疾病研究開発ネットワークに係るシステムの構築及び運用コンサルティング等	30
業務委託費	労災疾病研究開発ネットワークに係るシステムの構築及び運用コンサルティング等	104			
旅費	職員等旅費	28			
計		732	計		30
B.			F.大星ビル管理(株)		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役員給与	役員に対する給与・退職手当	1,186	賃借料	産業保健推進センター等事務所賃借料等	32
賃借料	産業保健推進センター等事務所賃借料等	192			
旅費	職員等旅費	48			
計		1,426	計		32
C.			G.(株)浅沼組		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役員給与	役員に対する給与・退職手当	151	特別営繕費	廃止施設閉鎖に伴う工事	24
特別営繕費	廃止施設閉鎖に伴う工事等	46			
旅費	職員等旅費	1			
計		198	計		24
D.			H.(株)第一ビルディング		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役員給与	役員に対する給与・退職手当	995	賃借料	本部事務所賃借料	265
賃借料	本部事務所賃借料等	402			
旅費	職員等旅費	25			
計		1,422	計		265

支出先上位10者リスト

E.(労災疾病研究等の運営)民間団体等のうち上位10社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)大日テクナ	労災疾病ネットワークシステム運用及び普及サイト保守	30	1	99.6%
2	NECネクサソリューションズ(株)	労災疾病研究開発ネットワークシステム機器保守	14	1	100.0%
		労災疾病研究開発ネットワークシステムプログラム保守 他	8	*	*
3	KDDI(株)	労災疾病研究開発ネットワーク通信回線料	15	4	78.9%
4	鹿島建設(株)	岡山労災病院新棟建築工事(透過型電子顕微鏡設置に係る改修)	14	H22年度	—
5	(株)ニチワ	教育用コンピュータシステム	11	3	96.3%
		事務室用パソコン他	2	*	*
6	(株)理経	視聴覚教室システム	11	2	96.5%
		視聴覚教室システム保守料 他	1	*	*
7	(株)テイルウインドシステム	病職歴システム保守	7	1	99.1%
		病職歴システムに係るデータ出力機能追加	5	1	89.5%
8	九州電力(株)	熊本労災看護学校で使用する電力	7	随意契約	—
9	アルファテック・ソリューションズ(株)	労災疾病等研究に係る遠隔地バックアップシステム	6	2	86.1%
10	仙台市ガス局	東北労災看護専門学校で使用するガス	5	随意契約	—

F.(産業保健事業等の運営)民間団体等のうち上位10社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大星ビル管理(株)	東京産業保健推進センター事務所賃貸	32	随意契約	—
2	(株)第一ビルディング	愛知産業保健推進センター事務所賃貸	8	随意契約	—
		広島産業保健推進センター事務所賃貸 他	11	*	*
3	朝日不動産管理(株)	埼玉産業保健推進センター事務所賃貸	7	随意契約	—
		岩手産業保健推進センター事務所賃貸	6	随意契約	—
4	(株)安田ビル	神奈川産業保健推進センター事務所賃貸	13	随意契約	—
5	(株)キャリアバンク	関西労災病院勤労者予防医療センター電話相談業務	5	2	88.0%
		東京労災病院勤労者予防医療センター電話相談業務 他	7	*	*
6	(株)労働調査会	情報誌編集業務	9	1	100.0%
7	(社)福岡県医師会	福岡産業保健推進センター事務所賃借	8	随意契約	—
8	アスクル(株)	東京産業保健推進センターの事務用品	1	1	99.5%
		香川産業保健推進センターの事務用品 他	8	*	*
9	ヤマト運輸(株)	東京産業保健推進センターの宅配	2	随意契約	—
		石川産業保健推進センターの宅配 他	5	*	*
10	富士ゼロックス(株)	埼玉産業保健推進センターの複写機保守	1	随意契約	—
		愛知産業保健推進センターの複写機保守 他	5	*	*

G.(リハビリテーション関係施設の運営)民間団体等のうち上位10社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)浅沼組	宮城作業所の閉鎖に伴うフェンス設置工事	24	1	92.0%
2	金丸建設(株)	福岡作業所の閉鎖に伴うフェンス設置工事	22	2	94.0%
3	(株)メフォス	長野作業所の厨房業務	5	1	100.0%
4	キョウワセキュリティオン(株)	宮城作業所の宿日直業務	3	3	100.0%
		宮城作業所の事務業務	2	1	95.5%
5	(株)南信美装	長野作業所のボイラー運転業務	3	1	95.4%
		長野作業所の清掃 他	1	*	*
6	(社)岡谷下諏訪広域シルバー人材センター	長野作業所の宿日直業務	3	1	100.0%
7	(有)ビジネスサポート	宮城作業所のボイラー運転業務	3	2	87.2%
8	中部電力(株)	長野作業所で使用する電力	2	随意契約	—
9	井口エネルギー(株)	重油販売	2	1	95.0%
10	九州電力(株)	福岡作業所で使用する電力	2	随意契約	—

H.(その他)民間団体等のうち上位10社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)第一ビルディング	本部事務所賃借(時間外空調電気料、水道料を含む)	265	随意契約	—
2	NECネクサソリューションズ(株)	次期基幹業務システム(財務会計・管財)の構築	78	1	85.6%
		次期基幹業務システムに係る運用支援業務 他	34	*	*
3	独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社	本部借上宿舍賃貸	73	随意契約	—
4	(株)オアシスMSC	高尾みころも霊堂運営委託	34	1	100.0%
5	有限責任あずさ監査法人	会計監査人	26	随意契約	—
6	(株)キャプティ	総合研修センター空調設備改修工事	24	随意契約	—
7	大成温調(株)	総合研修センター衛生設備改修工事	22	随意契約	—
8	富士ゼロックス(株)	電子複写機及びファクシミリ保守	17	3	65.4%
9	NTTデータ・ビジネス・システムズ(株)	人事給与システム保守料	12	1	85.7%
		人事給与システムのマイグレーションに係る機能追加 他	4	*	*
10	富士テレコム(株)	業務用クライアントパソコン	8	2	69.4%
		機構本部内ファイルサーバ機器 他	6	*	*

※「入札者数」及び「落札率」の欄に記載の「*」は、契約案件が複数含まれるもの。

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

成果指標	単位	22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
<p>○労災病院の運営</p> <p>① 労災指定医療機関等から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を80%以上得る。</p> <p>② 全ての労災病院において患者から満足度のいく治療が受けられている旨の評価を80%以上得る。</p> <p>③ 地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率56%以上、逆紹介率を40%以上確保する。</p> <p>④ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。</p>	成果実績	①78.7 ②81.5 ③59.5 ④47.8 ④33,799	①79.2 ②81.4 ③60.9 ④49.4 ④33,809	①79.3 ②81.8 ③63.0 ④52.7 ④32,938	①80.5 ②82.5 ③65.3 ④53.9 ④34,793	-	
	目標値	①80.0 ②80.0 ③60.0 ④40.0 ④30,000	①80.0 ②80.0 ③60.0 ④40.0 ④30,000	①80.0 ②80.0 ③60.0 ④40.0 ④30,000	①80.0 ②80.0 ③60.0 ④40.0 ④30,000	①80.0 ②80.0 ③60.0 ④40.0 ④34,800	
	達成度	①98.4 ②101.9 ③106.3 ④119.5 ④112.7	①99.0 ②101.8 ③108.8 ④123.5 ④112.7	①99.1 ②102.3 ③112.5 ④131.8 ④109.0	①100.6 ②103.1 ③108.8 ④134.8 ④116.0		
	成果実績	%	①96.4 ②84.5	①88.8 ②91.6	①86.7 ②88.8	①96.6 ②91.4	-
	目標値	%	①80.0 ②80.0	①80.0 ②80.0	①80.0 ②80.0	①80.0 ②80.0	①80.0 ②85.0
	達成度	%	①120.5 ②105.6	①111.0 ②114.5	①108.3 ②111.0	①120.8 ②114.3	
	成果実績	%	①80.8 ②92.4	①80.5 ②80.8	①80.2 ②87.0	①80.0 ②85.0	-
	目標値	%	①80.0 ②80.0	①80.0 ②80.0	①80.0 ②80.0	①80.0 ②80.0	①80.0 ②85.0
	達成度	%	①101.0 ②115.5	①100.6 ②101.0	①100.2 ②108.7	①100.0 ②106.3	
	成果実績	%	32.8	36.5	38.3	46.9	-
	目標値	%	30.0	30.0	30.0	30.0	-
	達成度	%	109.3	121.7	127.7	156.3	
成果実績	%	92.1	92.8	91.4	91.1	-	
目標値	%	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	
達成度	%	102.3	103.1	101.6	101.2		
成果実績	%	①93.8 ②99.1	①94.0 ②99.6	①94.0 ②98.8	①94.5 ②97.6	-	
目標値	%	①80.0 ②80.0	①80.0 ②80.0	①80.0 ②80.0	①80.0 ②80.0	-	
達成度	%	①117.3 ②123.9	①117.5 ②124.5	①117.5 ②123.5	①118.1 ②122.0		
成果実績	%	92.7	91.1	93.7	91.7	-	
目標値	%	80.0	80.0	80.0	80.0	-	
達成度	%	115.9	113.9	117.1	114.6		
成果実績	%	-	-	-	-	-	
目標値	%	-	-	-	-	-	
達成度	%	-	-	-	-	-	
活動指標	単位	22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
<p>○労災病院の運営</p> <p>① 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、アクセス件数を21万件以上得る。</p> <p>② 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。</p>	活動実績 (当初見込み)	① 316,682 ② 20,993	① 420,631 ② 24,418	①472,759 ②29,849	① ②41,507	-	
	活動実績 (当初見込み)	-	(① 260,000) (② 20,000)	(① 320,000) (② 20,000)	(①) (②20,000)	(①) (②24,800)	
	活動実績 (当初見込み)	①件	-	-	-	-	-
	活動実績 (当初見込み)	回	14	17	20	17	-
	活動実績 (当初見込み)	-	-	(12)	(12)	(12)	(12)
	活動実績 (当初見込み)	症例	88	86	92	95	-
活動実績 (当初見込み)	-	-	(60)	(60)	(60)	(60)	
活動実績 (当初見込み)	回	-	4	4	4	-	
活動実績 (当初見込み)	-	-	(4)	(4)	(4)	(4)	
活動実績 (当初見込み)	回	-	4	4	4	-	
活動実績 (当初見込み)	-	-	(4)	(4)	(4)	(4)	

<p>○産業保健推進センターの利用促進事業</p> <p>① 産業医等の産業保健関係者に対する研修について3,400回以上の研修を実施。</p> <p>② 産業保健関係者からの相談について1万9千件以上確保。</p> <p>③ ホームページのアクセス件数を160万件以上得る。</p> <p>※平成26年度から、従来の産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業及び地域産業保健事業の3事業を一元化した「産業保健活動総合支援事業」を新たに開始し、事業場における産業保健活動への総合的な支援を実施することとした。</p>	<p>活動実績 (当初見込み)</p>	<p>①回 ②件 ③件</p>	<p>① 4,737 ② 34,563 ③ 1,871,203</p>	<p>① 4,935 ② 45,997 ③ 1,814,203</p>	<p>① 5,186 ② 46,703 ③ 1,776,771</p>	<p>① 4,648 ② 31,368 ③ 2,168,976</p>	<p>-</p>
<p>○勤労者予防医療センターの運営</p> <p>① 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ人数:152,000人以上</p> <p>② メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ人数:22,000人以上</p> <p>③ 講習会を延べ人数:17,000人以上</p> <p>④ 勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ人数:4,000人以上</p>	<p>活動実績 (当初見込み)</p>	<p>人</p>	<p>①155,643 ② 25,077 ③ 17,155 ④ 4,789</p>	<p>① 152,277 ② 29,209 ③ 25,250 ④ 6,331</p>	<p>① 153,088 ② 27,904 ③ 20,885 ④ 5,993</p>	<p>① 163,135 ② 29,966 ③ 21,405 ④ 9,056</p>	<p>-</p>
<p>○治療就労両立支援センターの運営</p> <p>①予防法・指導法の開発テーマの研究実施計画を9件以上策定し、それを踏まえた指導の実践、指導事例の集積に着手する。</p> <p>②4つの疾病分野について治療と就労の両立支援事例の収集方法についての手引きを作成し、事例収集の取組を開始する。</p> <p>※平成25年度までは「勤労者予防医療センター」として事業を実施。</p>	<p>活動実績 (当初見込み)</p>	<p>①件 ②分野</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	特別支給金		担当部局庁	労働基準局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和49年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	労災管理課		木塚 欽也			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号 労働者災害補償保険特別支給金支給規則第2条		関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	災害補償たる保険給付への上積み補償として、休業特別支給金や障害特別支給金等の支給を行い、被災労働者とその遺族の援護を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	特別支給金は、災害補償たる保険給付への上積み補償として、被災労働者等に対して以下のとおりの支給を行っている。 ○休業特別支給金: 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額 ○障害特別支給金: 障害(補償)年金に付随するもの: 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 ・障害(補償)一時金に付随するもの: 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 ○障害特別年金: 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金 ○障害特別一時金: 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金 ○遺族特別支給金: 遺族の数にかかわらず、一律300万円 ○遺族特別年金: 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金 ○遺族特別一時金: 算定基礎日額の1,000日分の一時金 ○傷病特別支給金: 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 ○傷病特別年金: 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位: 百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	117,915	117,367	117,136	115,292	114,420		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		117,915	117,367	117,136	115,292	114,420		
	執行額		111,722	104,841	101,712	-	-		
執行率 (%)		94.7%	89.3%	86.8%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	被災労働者からの請求に基づき、適切な給付を行い執行実績を適切に予算に反映させる。(成果目標を予算額、達成度を執行率として設定する。)			成果実績	百万円	111,722	104,841	101,712	-
				目標値	百万円	117,915	117,367	117,136	115,292
				達成度	%	94.7%	89.3%	86.8%	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	給付支払件数			活動実績	件	1,584,955	1,574,701	1,539,429	-
				当初見込み	件	-	-	1,499,717	1,461,146
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	本経費は、被災労働者等の請求に基づき支給する特別支給金であり、単位当たりコストの算出にはなじまない。			単位当たりコスト	-	-	-	-	
				計算式	-	-	-	-	
平成26・27年度 予算内訳 (単位: 百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	労災援護給付金	115,292	114,420	支給見込みの減					
	計	115,292	114,420						

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	被災労働者等への保険給付は広く国民のニーズがあり、また、本事業はその保険給付と不可分である上積補償であるため、国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	強制加入保険である労災保険の給付については、労災保険を管掌する国が直接実施すべき事業であり、本事業はその保険給付と不可分である上積補償である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	被災労働者等への保険給付の上積補償であり、優先度の高い事業である。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	労働基準法上の事業主の災害保証責任を担保するための制度である労災保険の保険給付と不可分である上積補償であることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	労災援護給付金は労災の被災労働者等への特別支給金の支給に必要な経費である。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	休業特別支給金及び遺族特別年金の支給が、予定より下回ったことによるもの。		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	国家公務員災害補償制度及び地方公務員災害補償制度について類似の事業があるが、それぞれ対象者が異なり、適切な役割分担となっている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
		休業援護金(国家公務員災害補償制度)	人事院			
	休業援護金(地方公務員災害補償制度)	総務省				
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	特別支給金については、被災労働者への療養生活の援護、並びに被災労働者及びその遺家族の生活転換の援護等を目的として支給を行うものである。また、本体給付である保険給付と不可分の加給金的な関係にあり、各保険給付と相まってこれを補う所得的效果を備えているものである。当該経費については、25年度も概ね見込み通りの給付が行われている。				
	改善の方向性	今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	点検結果も妥当であり、本事業は、災害補償たる保険給付への上積み補償として、被災労働者への療養生活の援護、並びに被災労働者及びその遺家族の生活転換の援護等に資するための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	-					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	976	平成24年	821	平成25年	416

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

平成25年度実績

厚生労働省
101,712百万円

(特別支給金については給付種別に応じて厚生労働本省及び都道府県労働局・労働基準監督署にて

(被災労働者への療養生活の援
護、並びに被災労働者及びその

↓【請求に基づき支給】

A. 被災労働者等
101,712百万円

(特別支給金の請求)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.被災労働者等			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
特別支給金	休業特別支給金等	101,712			
計		101,712	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者等	特別支給金の請求	101,712	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

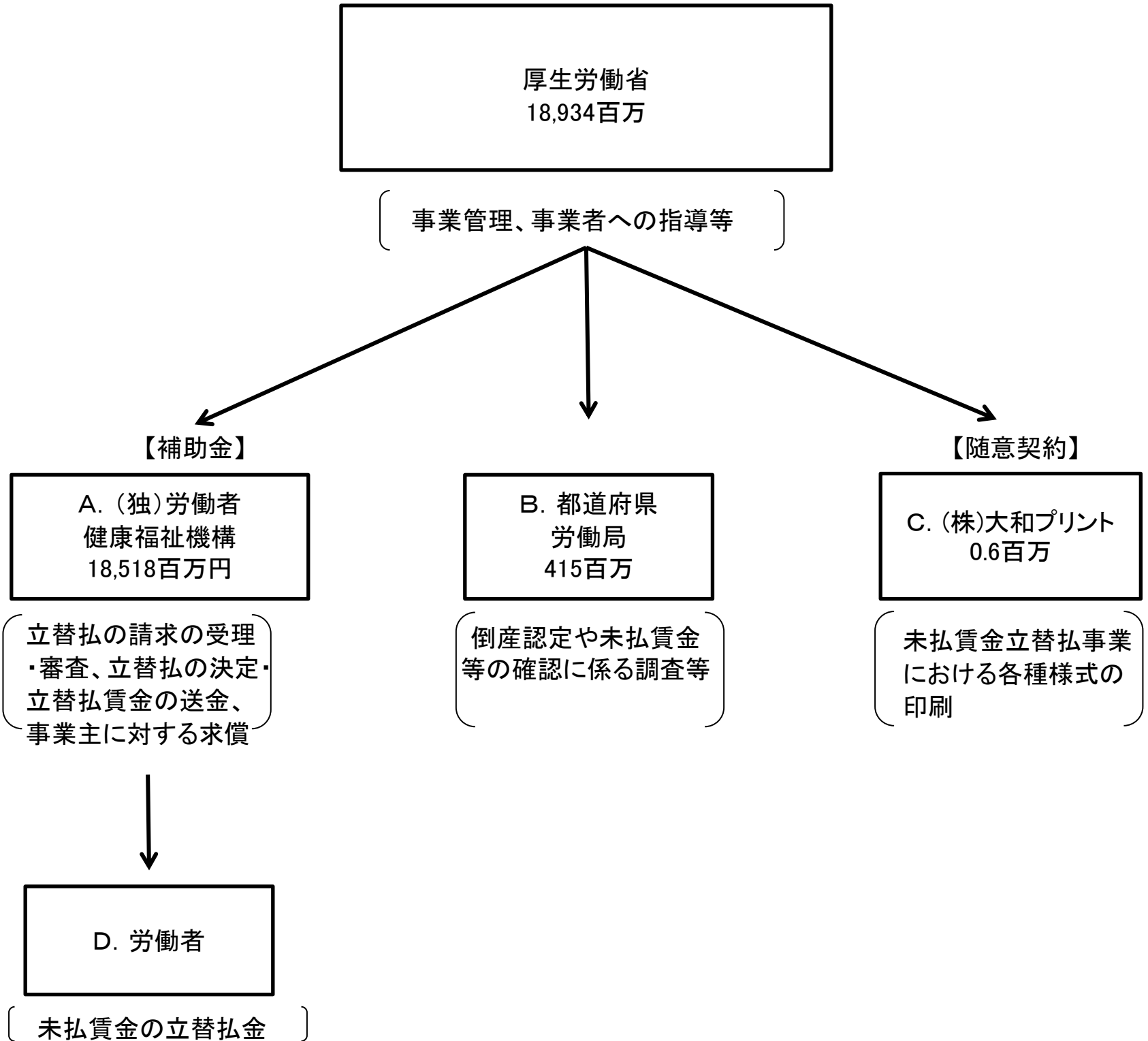
事業名	未払賃金立替払事務実施費		担当部局	労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和51年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	監督課		秋山 伸一		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	賃金の支払の確保等に関する法律第7条 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第6号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者について、その未払賃金の一部を事業主に代わって立替払することにより、労働者とその家族の生活の安定を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	未払賃金立替払事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払するものであり、本事業は、労働保険特別会計労災勘定の社会復帰促進等事業として実施しており、立替払に必要な額を「未払賃金立替払事業費補助金」として独立行政法人労働者健康福祉機構に交付している。労働者健康福祉機構は、事業主より得た回収金と同補助金と併せ、立替払の原資として実施している。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位: 百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	19,798	23,172	18,986	17,090	13,666	
		補正予算	14,933	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計		34,731	23,172	18,986	17,090	13,666	
	執行額		13,634	14,646	18,934	-	-	
執行率 (%)		39.3%	63.2%	99.7%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を「平均25日以内」とする。		成果実績	日	18.8	17.3	15.1	-
			目標値	日	25	25	25	25日以内
			達成度	%	133	145	166	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	未払賃金立替払支給者数 (経済動向等に左右されるものであるため、あらかじめ見込みを立てることは困難)		活動実績	人	42,637	40,205	37,143	-
			当初見込み		-	-	-	-
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	予算額の97%強を占める未払賃金立替払事業費補助金は、退職労働者に対する立替払金に充てられるものであり、当該立替払金額は一人一人異なるものである。よって、単位当たりコストを算出することになじまない。		単位当たりコスト	-	-	-	-	-
			計算式	X / Y	数値/数値	数値/数値	数値/数値	数値/数値
平成26・27年度予算内訳 (単位: 百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	141	142	近年の事業実績及び現在の経済情勢等を踏まえ、未払賃金立替払事業費補助金等を平成27年度に必要と考えられる額としたため。				
	職員旅費	13	12					
	委員等旅費	4	3					
	庁費	281	281					
	未払賃金立替払事業費補助金	16,651	13,228					
	計	17,090	13,666					

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働者とその家族の生活のセーフティネットとして機能している事業であることから、広く国民のニーズがあり、確実かつ安定的に実施する必要があることから、国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働者とその家族の生活のセーフティネットとして機能している事業であり、地域により事案の数が異なることから、国が責任を持ち、必要最小限の人員により全国の事業を一括して、確実かつ安定的に実施する必要がある。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労働者とその家族の生活のセーフティネットとして機能している事業であることから、広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	労働者災害補償保険法及び独立行政法人労働者健康福祉機構法により、労福機構が本事業を実施することが規定されている。各種様式の印刷は、予定額が百万円を超えないものであり、随意契約とした。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払するものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	労働者災害補償保険法及び独立行政法人労働者健康福祉機構法により、労福機構が本事業を実施することが規定されており、支出は未払賃金の立替払のみである。		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	行政経費は立替払の要件を満たしているかの調査や迅速な処理を行うための経費であり、未払賃金立替払事業補助金は立替払の原資であることから、いずれも労働者とその家族の生活のセーフティネットとしての機能に万全を期すために必要不可欠である。		
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			精査中			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	平成25年度も、平成24年度に続き、未払賃金の立替払に至る事案が減少している。不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間については、目標を達成しており、24年度に引き続き達成度が上昇している。				
	改善の方向性	未払賃金の立替払業務の着実な実施のため、必要な予算の確保に努めるとともに、引き続き立替払の迅速化及び代位取得した賃金債権の適切な管理及び求償に取り組む。				
外部有識者の所見						
現行通り適正執行に努めること。(横田)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、本事業は、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者について、その未払賃金の一部を事業主に代わって立替払することにより、労働者とその家族の生活の安定を図るための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	近年の事業実績及び現在の経済情勢等を踏まえ、未払賃金立替払事業費補助金額等を平成27年度に必要と考えられる額とした。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	822	平成24年	822	平成25年	417

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

※ 金額は平成25年度執行額。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



※労災保険法第29条第1項第3号、
独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第6号
に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構が行う。

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.(独)労働者健康福祉機構			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
立替払金	未払賃金立替払請求者への立替払金	18,518			
計		18,518	計		0
B.東京労働局			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	立替払実地調査員等の謝金	24			
職員旅費	立替払の調査に係る職員の旅費	0.3			
庁費	郵送料、消耗品費、労働保険料等	33			
計		57	計		0
C.(株)大和プリント			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
印刷費	印刷費	0.6			
計		0.6	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働者健康福祉機構	立替払の請求の受理・審査、立替払の決定・立替払賃金の送金、事業主に対する求償等に関する事務	18,518	—	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等	57	—	—
2	大阪労働局	倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等	31	—	—
3	神奈川労働局	倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等	25	—	—
4	北海道労働局	倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等	25	—	—
5	愛知労働局	倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等	21	—	—
6	福岡労働局	倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等	17	—	—
7	兵庫労働局	倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等	15	—	—
8	埼玉労働局	倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等	14	—	—
9	千葉労働局	倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等	12	—	—
10	宮城労働局	倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等	11	—	—

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)大和プリント	未払賃金立替払事業における各種様式の印刷	0.6	随意契約	—

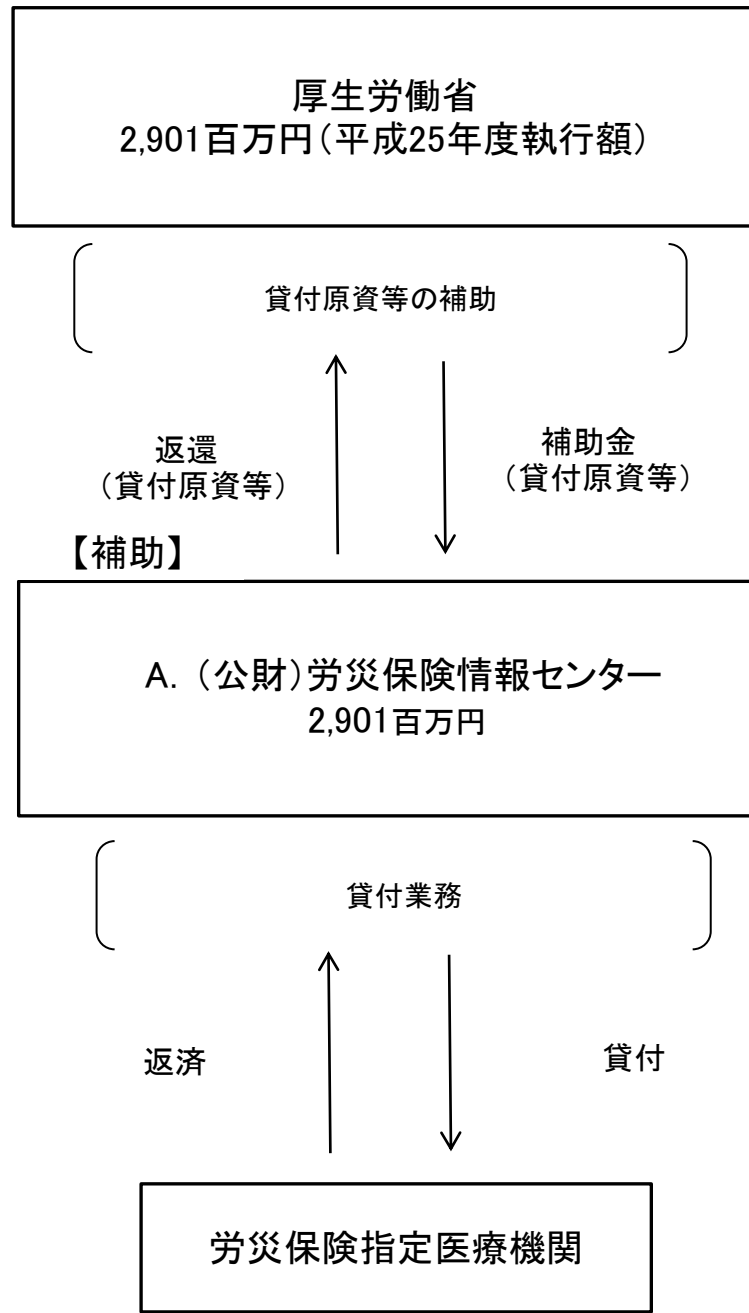
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	労災診療被災労働者援護事業補助事業費		担当部局庁	労働基準局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 :平成元年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	補償課		若生 正之			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	労災診療被災労働者援護事業補助金交付要綱					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である「労災保険指定医療機関制度」の維持、充実を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労災保険指定医療機関において、被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が、国から労災保険指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額についての、(公財)労災保険情報センターが行っている労災保険指定医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	3,120	2,922	2,901	2,892	2,846		
		補正予算	975	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	—		
	計		4,095	2,922	2,901	2,892	2,846		
執行額		4,095	2,922	2,901	—	—			
執行率(%)		100.0%	100.0%	100.0%	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	労災保険指定医療機関数を前年度より増加させる。 (平成25年9月末現在40,542機関)			成果実績	件	39,412	39,965	40,542	—
				目標値	件	38,872	39,413	39,966	40,543
				達成度	%	101%	101%	101%	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。			活動実績	%	100.0%	100.0%	100.0%	—
				当初見込み	%	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	本事業は、貸付業務のほか、債権回収に伴う業務も実施しており、単位あたりのコストを算出することにはなじまない。			単位当たりコスト	—	—	—	—	
				計算式	—	—	—	—	
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	貸付原資	2,378	2,333	必要経費の見直しによる減					
	人件費	144	144						
	旅費	14	12						
	事務諸費	356	357						
	計	2,892	2,846						

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である「労災保険指定医療機関制度」の維持、充実を図る制度であり、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		—	—	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	本事業は被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である「労災保険指定医療機関制度」の維持、充実を図る制度であり、優先度が高い事業である。	
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	補助対象機関は、本事業が開始された平成元年から補助事業を行い、労災保険指定医療機関と個別に貸付契約を締結しているところであり、仮に補助対象機関が変更される場合には、利用者たる医療機関において、その都度、従前発生しなかった新規の契約事務が生じ、債権債務関係が複雑化することになる。 このように事務的負担を強いることとなれば、指定医療機関が貸付契約の締結を行わず、ひいては労災指定の辞退をする医療機関が増大するおそれがある。また、これにより、被災労働者が診療費を負担することなく、十分な診察を受けるという政策目的を達成することができなくなるおそれが生ずるなど、制度の運営に甚大な支障をきたすこととなる。 このため、競争的な選定になじまない事業であり、支出先の選定は妥当である。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、十分な診察を受けるという政策目的を達成することに資しているものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	交付決定時及び精算確定時に、費用・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか精査している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—	
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	成果実績、活動実績とも目標達成率100%であり、実効性が高い。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は見込みに見合っている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—	
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	—	—	—		
点検・ 改善 結果	点検結果	25年度においても成果目標及び活動指標を満たしており、適切に事業が実施されている。			
	改善の方向性	今後も支出実績等を踏まえた予算要求を行うとともに、適切な事業を実施することとする。			
外部有識者の所見					
事務諸費・人件費等のいわゆる管理経費が500百万円を超える支出となっているが、これが本補助事業に対する支出規模として適切であるか疑問である。本事業に関する労災保険情報センターのサポートを確認し精査する必要がある。(井出)					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業 内容の 一部 改善	本事業の事務諸費約3億6,500万円のうち、貸付金の銀行手数料(約1.1億円)を除いた、振込通知書作成発送経費(約1.1億円)や貸付のためのシステム経費(約8千万円)の削減を図り、真に必要な経費に充てることで、貸付業務自体をより事業効果の大きいメニューに重点化すること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	事務諸費・人件費については、平成22年の事業仕分けの結果を受け、平成23年に地方事務所の廃止による業務の本部集中化を実施し、平成23年度以降平成26年度までに、事務諸費・人件費等を約3.2億円削減してきたところであり、平成27年度概算要求においても、旅費(債権管理旅費等)を約300万円削減するなど、毎年概算要求時に事務諸経費の必要性等を精査し経費の削減に努めているところである。 なお、貸付原資のほかの事務諸経費は、約5億円(事務諸費の約3.7億円、人件費約1.4億円、旅費1,400万円)であるが、このうち事務諸費の約3億円は専ら本法人の行う貸付事業に直接必要な経費(※)であり、これらは管理経費ではなく事業費に当たり、総額約1,900億円の貸付を行っている本事業規模からみれば適正であると考えている。 ※①貸付金の銀行振込手数料(約1.1億円) ②振込通知の作成発送経費(約1.1億円) ③貸付のためのシステム経費(約0.8億円)				
備考					
—					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	978	平成24年	823	平成25年	418

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.(公財)労災保険情報センター			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
貸付原資	労災保険指定医療機関に対する貸付原資	2,378			
事務諸費	通信運送費、光熱水量費、事務所借料	365			
人件費	職員給与、職員諸手当、社会保険料負担金、退職手当金	144			
旅費	債権管理旅費等	14			
計		2,901	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(公財)労災保険情報センター	労災保険指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災保険指定医療機関に支払われるまでの間、その費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行っている労災保険指定医療機関への無利子貸付事業に対し補助を行う。	2,901	—	—

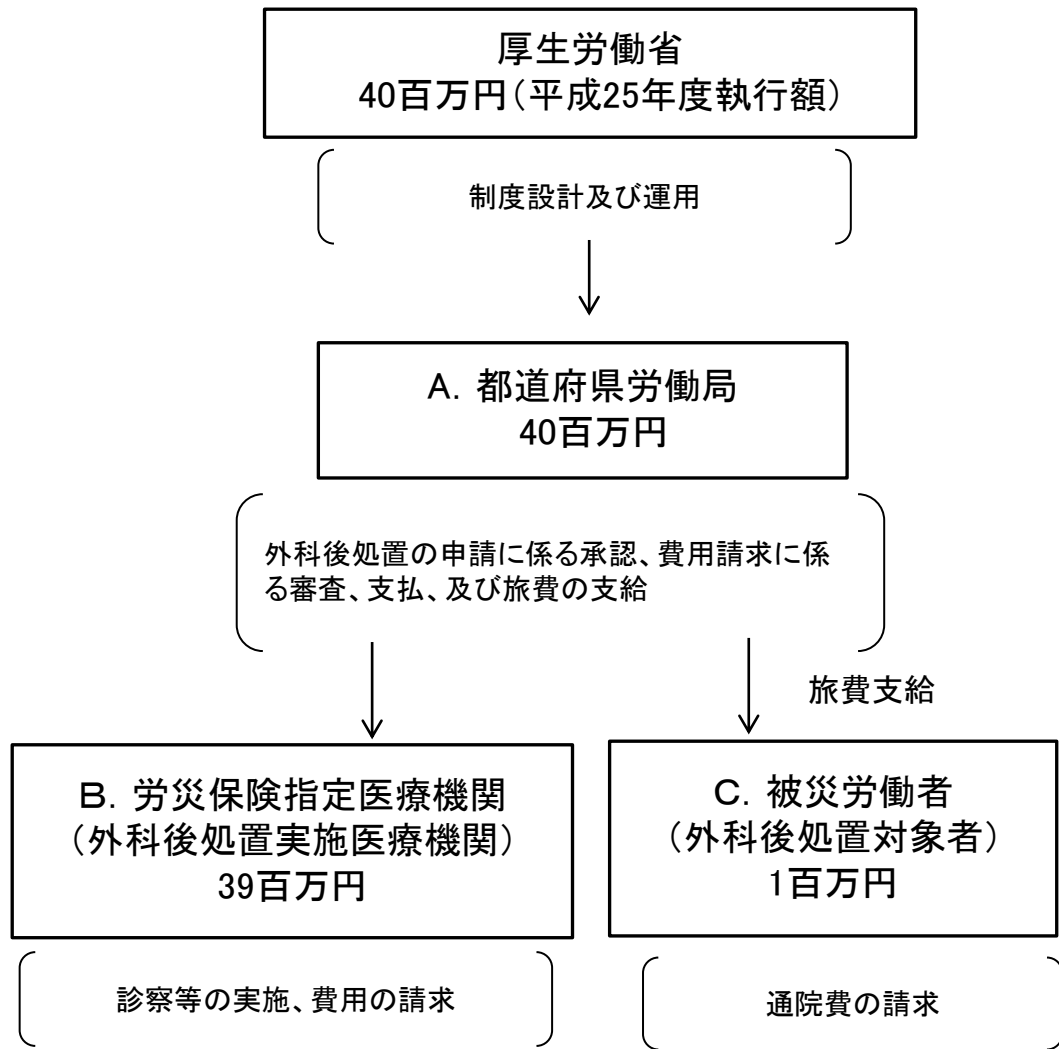
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	外科後処置費		担当部局庁	労働基準局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和23年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	補償課	若生 正之			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号		関係する計画、通知等	外科後処置実施要綱				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。障害を残して治癒した者に対して、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術等を行い、これらの者の円滑な社会復帰の促進を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働者災害補償保険法による障害(補償)給付の支給決定を受けた者であって、外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位: 百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	52	36	67	66	68	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計	52	36	67	66	68		
執行額	38	35	40	—	—			
執行率(%)	73.1%	97.2%	59.7%	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。		成果実績	%	86.0%	90.8%	82.5%	—
			目標値	%	80%	80%	80%	80%
			達成度	%	107%	114%	103%	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		活動実績	件	90	89	84	—
			当初見込み	件	(—)	(—)	(90)	(89)
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	本経費は被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、単位あたりのコストの算出はなじまない。		単位当たりコスト	—	—	—	—	—
			計算式	—	—	—	—	
平成26・27年度予算内訳 (単位: 百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	外科後処置費用	65	67	給付見込みの増による増				
	外科後処置に係る通院費	1	1					
計	66	68						

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	障害を残して治ゆした者に対して、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術等を行うことにより、円滑な社会復帰の促進を図るものであり、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、国が実施すべき事業である(労働者災害補償保険法第29条第1項)。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、優先度が極めて高い事業である。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	被災労働者等に対する外科後処置の実施に必要な外科後処置費用及び通院費の支給のみである。		
事 業 の 有 効 性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	平成25年度から片側上肢切断者の筋電動義手の装着訓練が外科後処置の対象となる予定であったことから、予算額を3,100万円増額したが、実施が平成25年5月中旬となった上、申請に基づく支給実績が、概算要求時に積算した予定額を下回ったため、執行率が約6割となったもの。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、労災保険給付を行う国が直接実施することが最も実効性の高い手段である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	—	—	—			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	本経費は手術の費用等医療機関に対する必要な支払いのための経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要がある。また、25年度においても概ね見込み通りの執行となる予定であり、適切な事業が実施されている。				
	改善の方向性	今後とも、既支給対象者、利用状況等を勘案し、適切に予算要求を行うとともに、適切な事業を実施することとする。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	点検結果も妥当であり、本事業は、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	—					
備考						
—						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	980	平成24年	825	平成25年	420

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・用途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と用途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.福岡労働局			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
外科後措置費用	診療等の実施	4.7			
計		4.7	計		0
B.労災保険指定医療機関(外科後処置実施医療機関)			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
外科後措置費用	診療等の実施	39			
計		39	計		0
C.被災労働者(外科後処置対象者)			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
旅費	通院費用	1			
計		1	計		0
D.			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福岡労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	4.7	—	—
2	兵庫労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	4.4	—	—
3	神奈川労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	3.8	—	—
4	茨城労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	3.6	—	—
5	大阪労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	3.3	—	—
6	和歌山労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	2.8	—	—
7	熊本労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	2.6	—	—
8	三重労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	1.9	—	—
9	東京労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	1.8	—	—
10	島根労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	1.3	—	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	外科後処置実施医療機関	診察等の実施	39	—	—

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者	通院費の請求	1	—	—

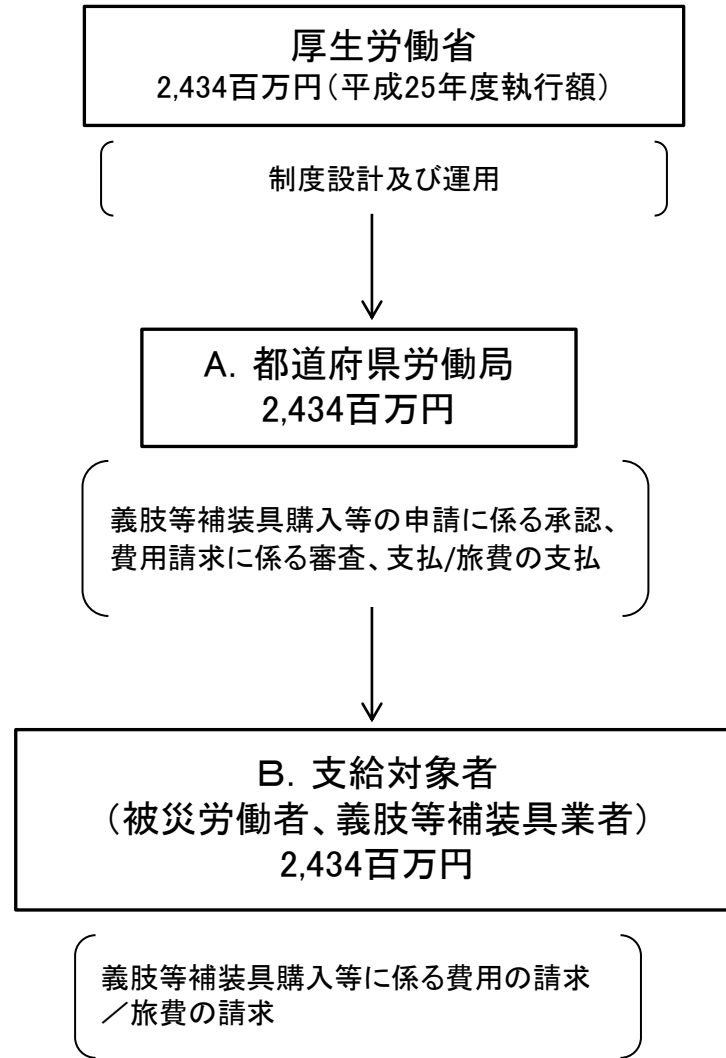
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	義肢等補装具支給経費		担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和25年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	補償課		若生 正之		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号		関係する計画、通知等	義肢等補装具費支給要綱				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。業務災害又は通勤災害により傷病を被った者に対しては、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢その他の補装具等を必要とすることがあることにかんがみ、これらの者の円滑な社会復帰の促進を図るため、義肢等補装具の購入等に要した費用を支給する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	義肢等補装具支給対象者が、義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者又は委任された義肢等補装具業者に対し支給するもの。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給するもの。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位: 百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		補正予算	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—		
		計	2,688	2,573	2,527	2,558	2,658	
	執行額	2,379	2,404	2,434				
執行率 (%)	76.90%	88.50%	96.3%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。		成果実績	%	94.70%	89.80%	89.80%	
			目標値	%	80%	80%	80%	80%
			達成度	%	118%	112%	112%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		活動実績	件	24,918	21,911	20,574	—
			当初見込み	件	(—)	(—)	(24157)	(21911)
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	本経費は被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、単位当たりコストの算出はなされない。		単位当たりコスト	—	—	—	—	—
			計算式	—	—	—	—	—
平成26・27年度予算内訳 (単位: 百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	義肢等の購入及び修理の費用	2,551	2,650	給付見込みの増による増				
	採型等に要する旅費	2	2					
	庁費	5	6					
計	2,558	2,658						

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	業務災害又は通勤災害により傷病を被った者に対しては、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢その他の補装具等を必要とすることがあることから、これらの者への必要な給付を行うことにより、円滑な社会復帰の促進を図るものであり、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、国が実施すべき事業である(労働者災害補償保険法第29条第1項)。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、優先度が極めて高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	被災労働者に対する義肢等補装具の支給に必要な購入・修理費用及び旅費の支給並びに事務費の支出のみである。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、労災保険給付を行う国が直接実施することが最も実効性の高い手段である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	—	—	—			
点検・改善結果	点検結果	本経費は義肢等補装具の購入等に必要な経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要がある。また、25年度においても概ね見込み通りの執行となる予定であり、適切な事業が実施されている。				
	改善の方向性	今後とも、既支給対象者、利用状況等を勘案し、適切に予算要求を行うとともに、適切な事業を実施することとする。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通	点検結果も妥当であり、本事業は、被災労働者が、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢その他の補装具等を必要とすることがあることにかんがみ、これらの者の円滑な社会復帰の促進を図るため、義肢等補装具の購入等に要した費用を支給するための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	—					
備考						
—						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	981	平成24年	826	平成25年	421

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・用途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と用途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.北海道労働局			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
義肢等の購入及び修理の費用	義肢等の購入及び修理の費用	188			
計		188	計		0
B.支給対象者(被災労働者、義肢等補装具業者)			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
義肢等の購入及び修理の費用	義肢等の購入及び修理の費用	2,432			
旅費	通院費用	2			
計		2,434	計		0
C.			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道労働局	義肢等補装具の購入等に係る承認、費用請求に係る審査、支払／旅費の支払	188	—	—
2	大阪労働局	義肢等補装具の購入等に係る承認、費用請求に係る審査、支払／旅費の支払	168	—	—
3	東京労働局	義肢等補装具の購入等に係る承認、費用請求に係る審査、支払／旅費の支払	151	—	—
4	愛知労働局	義肢等補装具の購入等に係る承認、費用請求に係る審査、支払／旅費の支払	137	—	—
5	福岡労働局	義肢等補装具の購入等に係る承認、費用請求に係る審査、支払／旅費の支払	104	—	—
6	兵庫労働局	義肢等補装具の購入等に係る承認、費用請求に係る審査、支払／旅費の支払	92	—	—
7	神奈川労働局	義肢等補装具の購入等に係る承認、費用請求に係る審査、支払／旅費の支払	92	—	—
8	千葉労働局	義肢等補装具の購入等に係る承認、費用請求に係る審査、支払／旅費の支払	81	—	—
9	埼玉労働局	義肢等補装具の購入等に係る承認、費用請求に係る審査、支払／旅費の支払	80	—	—
10	広島労働局	義肢等補装具の購入等に係る承認、費用請求に係る審査、支払／旅費の支払	75	—	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	支給対象者	義肢等補装具の購入等に係る費用の請求／旅費の請求	2,434	—	—

平成26年行政事業レビューシート

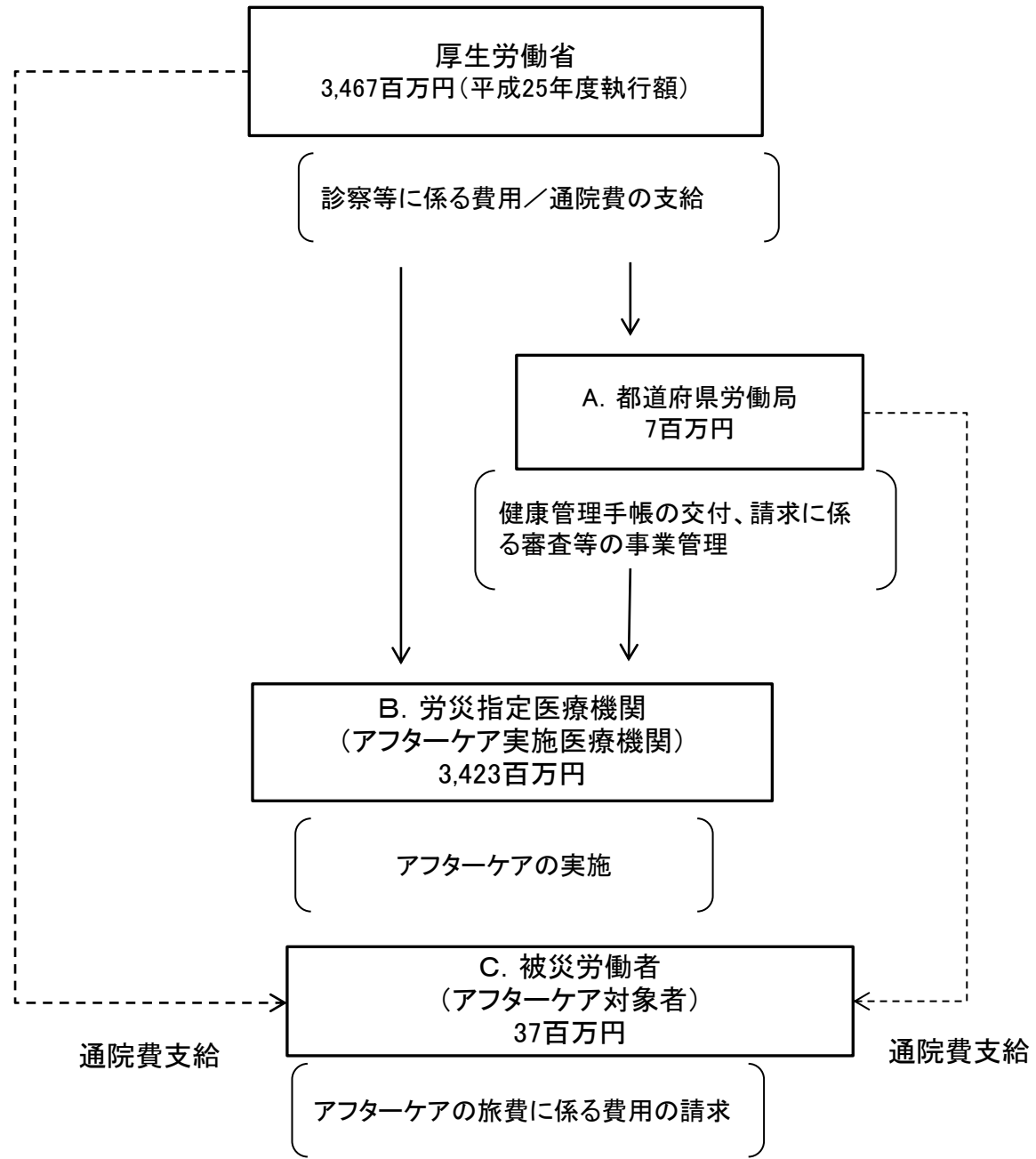
(厚生労働省)

事業名	特殊疾病アフターケア実施費	担当部局庁	労働基準局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 : 昭和43年度 終了(予定)年度 : 終了予定なし	担当課室	補償課	若生 正之			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定	政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号	関係する計画、通知等	社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。 業務災害又は通勤災害により被災された方に対し、症状固定後、必要に応じて後遺障害に付随する疾病の予防その他の保健上の措置として診察や薬剤を支給することで当該労働者の労働能力を維持させることにより、円滑な社会復帰の促進を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行うもの。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給するもの。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	3,449	3,352	3,487	3,585	3,682
		補正予算	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-
		予備費等	-	-	-	-	-
	計	3,449	3,352	3,487	3,585	3,682	
執行額	3,337	3,338	3,467	-	-		
執行率(%)	96.8%	99.6%	99.4%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	成果実績	%	85.3%	92.4%	91.40%	-
		目標値	%	80%	80%	80%	80%
		達成度	%	107%	116%	114%	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。	活動実績	件	422,347	415,622	424,408	-
		当初見込み	件	(-)	(-)	(415,568)	(415,622)
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	本経費は被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、単位当たりコストの算出はなじまない。	単位当たりコスト	-	-	-	-	-
		計算式	-	-	-	-	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	特殊疾病アフターケア実施費	3,510	3,607	給付見込みの増による増			
	旅費	50	51				
	事務費	25	24				
計	3,585	3,682					

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	アフターケアの対象傷病は、その症状固定後においても、後遺障害に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあるので、それらに対して予防その他の保健上の措置を実施することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、国が実施すべき事業である(労働者災害補償保険法第29条第1項)。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、優先度が極めて高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、被災労働者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	被災労働者に対するアフターケアの実施に必要な特殊疾病アフターケア実施費・通院費の支給及び事務費の支出のみである。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、労災保険給付を行う国が直接実施することが最も実効性の高い手段である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
			—			
点検・改善結果	点検結果	本経費は、医療機関に対して支払う診察等の費用及び被災労働者に対して支給する通院費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要がある。また、25年度においても概ね見込み通りの執行となっており、適切な事業が実施されている。				
	改善の方向性	今後とも、既支給対象者、利用状況等を勘案し、適切に予算要求を行うとともに、適切な事業を実施することとする。				
外部有識者の所見						
迅速な事務遂行という目標を達成し、予算執行率も高く、適正な執行となっている。実施機関での事業実施状況の確認に努め、引き続き適正な執行を行うこと。(栗原)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、本事業は、労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	今後とも、利用状況等を勘案し、適切に予算要求を行うとともに、適正な執行に努める。					
備考						
—						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	982	平成24年	827	平成25年	422

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.京都労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事務費	印刷製本費、通信運搬費、消耗品費	1.6			
計		2	計		0
B.労災指定医療機関（アフターケア実施医療機関）			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
特殊疾病アフターケア実施費	アフターケアの実施(診察等)	3,423			
計		3,423	計		0
C.被災労働者（アフターケア対象者）			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
旅費	アフターケアの通院に係る旅費	37			
計		37	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	京都労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	1.6	—	—
2	千葉労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	1.2	—	—
3	滋賀労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	0.8	—	—
4	山形労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	0.6	—	—
5	愛知労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	0.6	—	—
6	群馬労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	0.4	—	—
7	神奈川労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	0.4	—	—
8	岐阜労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	0.4	—	—
9	埼玉労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	0.3	—	—
10	佐賀労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	0.2	—	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	労災指定医療機関	診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の実施	3,423	—	—

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者	アフターケアの通院に係る旅費の請求	37	—	—

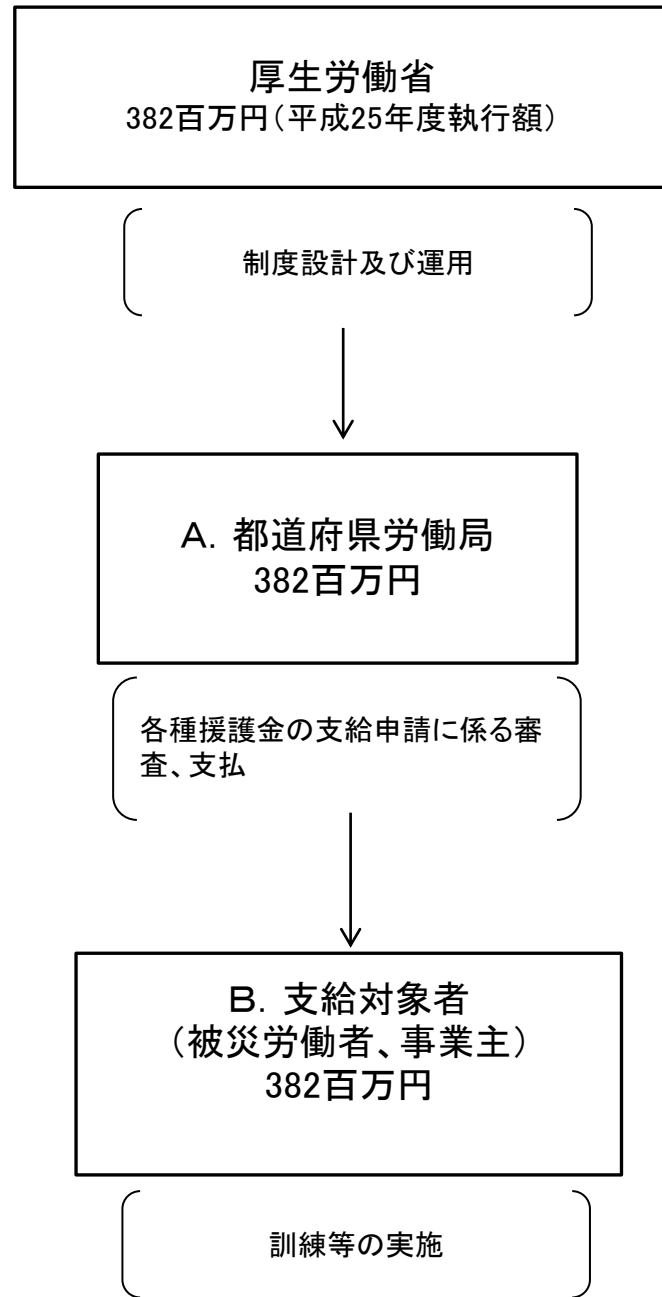
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	社会復帰特別対策援護経費		担当部局庁	労働基準局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 : 平成17年度 終了(予定)年度 : 終了予定なし		担当課室	補償課		若生 正之			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号		関係する計画、通知等	振動障害者社会復帰援護金支給要綱等					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の要請として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。 振動障害者等については、傷病が治癒した後の職業生活への危惧、健康維持への不安等、本人の身体的・精神的要因により社会復帰をためらうことも多いこと等にかんがみ、これらの者への円滑な社会復帰の促進を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等した当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給するもの。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	443	433	472	477	437		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		443	433	472	477	437		
	執行額		458	432	382	-	-		
執行率(%)		103.4%	99.8%	80.9%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。			成果実績	%	90.7%	84.8%	87.1%	-
				目標値	%	80%	80%	80%	80%
				達成度	%	113%	106%	109%	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。			活動実績	件	354	321	306	-
				当初見込み	件	(-)	(-)	(372)	(321)
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	本経費は被災労働者等の申請に基づき給付を行うものであり、単位当たりコストの算出はなじまない。			単位当たりコスト	-	-	-	-	
				計算式	-	-	-	-	
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	労災援護給付金	466	436	給付見込みの減による減					
	庁費	1	1						
計	477	437							

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	振動障害者等については、傷病が治癒した後の職業生活への危惧、健康維持への不安等、本人の身体的・精神的要因により社会復帰をためらうことも多いことから、これらの者への必要な給付を行うことにより、円滑な社会復帰の促進を図るものであり、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、国が実施すべき事業である(労働者災害補償保険法第29条第1項)。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、優先度が極めて高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	被災労働者に対する労災援護給付金の支給及び事務費の支出のみである。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	申請に基づく支給実績が、概算要求時に積算した予定額を下回ったことによるもの。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、労災保険給付を行う国が直接実施することが最も実効性の高い手段である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	本経費は被災労働者の援護のために必要な経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要がある。また、25年度においても概ね見込み通りの執行となる予定であり、適切な事業が実施されている。				
	改善の方向性	今後とも、既支給対象者、利用状況等を勘案し、適切に予算要求を行うとともに、適切な事業を実施することとする。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、本事業は、労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	983	平成24年	828	平成25年	423

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.北海道労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災援護給付金	就職準備その他の移転等に要する費用や、職場転換等した当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等	65			
計		65	計		0
B.支給対象者(被災労働者、事業主)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災援護給付金	訓練等の実施	382			
計		382	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道労働局	各種援護金の支給申請に係る審査、支払	65	—	—
2	高知労働局	各種援護金の支給申請に係る審査、支払	59	—	—
3	京都労働局	各種援護金の支給申請に係る審査、支払	31	—	—
4	愛媛労働局	各種援護金の支給申請に係る審査、支払	30	—	—
5	大分労働局	各種援護金の支給申請に係る審査、支払	20	—	—
6	宮崎労働局	各種援護金の支給申請に係る審査、支払	18	—	—
7	熊本労働局	各種援護金の支給申請に係る審査、支払	18	—	—
8	奈良労働局	各種援護金の支給申請に係る審査、支払	15	—	—
9	徳島労働局	各種援護金の支給申請に係る審査、支払	13	—	—
10	広島労働局	各種援護金の支給申請に係る審査、支払	11	—	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	支給対象者	訓練等の実施	382	—	—

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	CO中毒患者に係る特別対策事業経費		担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成18年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労災管理課		木塚 欽也		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ 3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条に基づきリハビリテーション施設となっていた大牟田労災病院が、「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、平成17年度末に廃止されたことにより、同病院の機能・役割を引き続き確保するため、後継医療機関において、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等や社会復帰支援体制等を整備するものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供するため、大牟田労災病院の後継医療機関である社会保険大牟田吉野病院に次の業務を委託している。 ・医療、看護体制等の整備 ・リハビリテーション(グループワーク等)の実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	441	442	442	430	449	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	441	442	442	430	449		
	執行額	441	442	442	-	-		
執行率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数を成果指標とする。		成果実績	実施日/年	153	152	153	-
			目標値	実施日/年	-	-	-	141
			達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	委託医療機関数		活動実績	機関	1	1	1	-
			当初見込み	機関	1	1	1	1
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	X=執行額 Y=委託医療機関数		単位当たりコスト	百万円	441	442	442	430
			計算式	X/Y	441/1	442/1	442/1	430/1
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	業務費	243	242	医療・看護体制の見直しによる増				
	諸謝金	119	136					
	委託管理費	36	38					
	消費税	32	33					
	計	430	449					

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	「点検結果」参照		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	「点検結果」参照		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	「点検結果」参照		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		×	「点検結果」参照		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	被災労働者の適正な保護を目的とする事業であることから受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	「点検結果」参照		
事 業 の 有 効 性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
重 複 排 除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果		<p>本事業は、昭和38年の三井三池炭鉱大規模炭じん爆発災害(死者458名、負傷者839名)により、大牟田労災病院に入院していたCO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等の提供を目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等の整備を行うもので、</p> <p>① 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法において、「政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない」と規定されていること、</p> <p>② 平成16年、坂口厚生労働大臣(当時)は国会の場において、患者については、国が最後まで責任を持って対応していきたいと考えている旨を答弁していること、</p> <p>③ CO中毒による入院患者は、現在、平均年齢が80歳を超えていることや、その特性から療養環境を変えることは医療上問題があること等から、本事業は今後も引き続き実施する必要がある。</p> <p>また、本事業は、大牟田労災病院の後継医療機関に入院しているCO中毒患者の継続的な医療、看護体制等の整備やリハビリテーションの実施等を主な委託内容とするものであるが、その性質及び目的から鑑みた場合、</p> <p>① CO中毒患者の特有の症状に応じた医療の提供の一部を委託内容としていること、</p> <p>② 大牟田労災病院の廃止・移譲時に、CO中毒患者に対して安心して診療・リハビリが行える環境を整備し、CO中毒患者の療養・リハビリが激変することがないよう万全を期することを、患者らと国が約束していることから、毎年度の契約のつど、委託先医療機関を変更することによる患者の療養環境の変化は避けなければならないこと、</p> <p>③ 患者については、国が責任を持って対応していく旨を国会において答弁しており、これを履行することが必要であること等から、これらの条件を満たす競争を行う相手がなく、今後も後継医療機関である社会保険大牟田吉野病院と契約を締結する必要がある。</p>			
	改善の方向性		<p>受託先のCO中毒患者の現状、事業の進捗状況等を適宜把握し、特にCO中毒患者の特性に配慮しつつ、事業内容等について協議をしながら委託事業を進めている。</p> <p>また、年間の事業内容等については、社会保険大牟田吉野病院より、事業年度の翌年度に委託事業実施結果報告書及び委託費精算報告書の提出を受け、それらの内容を精査し、適切な事業内容及び会計処理となるよう必要な指導を行っている。</p> <p>これらを通じ、今後も必要な診療体制等の整備を行えるよう、委託費を適切に積算した上で委託を行う。</p>			
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。(長崎)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	点検結果も妥当であり、本事業は、毒症に関する特別措置法第11条に基づきリハビリテーション施設となっていた大牟田労災病院が、「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、平成17年度末に廃止されたことにより、同病院の機能・役割を引き続き確保するため、後継医療機関において、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等や社会復帰支援体制等を整備する事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
通 現 り 状	概算要求では諸謝金を増とする一方で業務費は減とし、適正な執行のために必要な予算額を確保することとした。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	984	平成24年	829	平成25年	424

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
442百万円(平成25年度執行額)

受託先のCO中毒入院患者の現状、事業の進捗状況等を適宜把握
適切な事業内容、会計処理となるよう必要な指導



【平成18年度～ 特命随意契約※】

A. (一財)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院
442百万円(平成25年度執行額)

CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供するための医療、看護体制等の整備
やリハビリテーションの実施等

※特命随意契約

本事業は、CO中毒患者の継続的な医療、看護体制等の整備やリハビリテーションの実施等を主な委託
内容とするものであるが、その性質及び目的から鑑みた場合、

- ① CO中毒患者の特有の症状に応じた医療の提供の一部を委託内容としていること、
 - ② 大牟田労災病院の廃止・移譲時に、CO中毒患者に対して安心して診療・リハビリが行える環境を整
備し、CO中毒患者の療養・リハビリが激変することがないように万全を期することを、患者らと国が約束して
いることから、毎年度の契約のつど、委託先医療機関を変更することによる患者の療養環境の変化は避
けなければならないこと、
 - ③ 患者については、国が責任を持って対応していく旨を国会において答弁しており、これを履行するこ
とが必要であること
- 等から、これらの条件を満たす競争を行う相手がなく、今後も大牟田労災病院の後継医療機関である社会
保険大牟田吉野病院と契約を締結する必要がある。

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.(一財)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
病床確保経費	病床確保のための経費	187			
謝金	医師、看護師、リハビリ関係職員等の人件費等	186			
委託管理費	医療機器リース料、高熱水道費等	38			
消費税	消費税	21			
レクリエーション活動等経費	リハビリテーション、レクリエーション、患者の送迎、MRI検査実施等のための経費 (平成25年度実績)	10			
計		442	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社会保険大牟田吉野病院	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託している。 ・医療、看護体制等の整備 ・リハビリテーション(グループワーク等)の実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施	442	特命随意契約	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

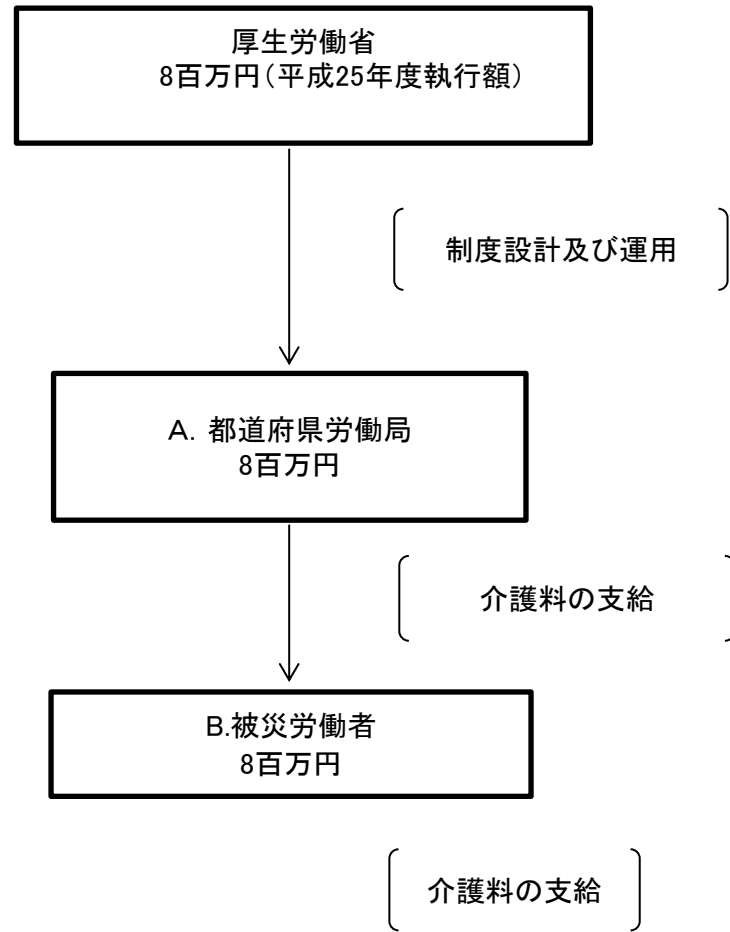
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	炭鉱災害による一酸化炭素中毒者に関する特別措置法に基づく介護料支給費		担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和43年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	労災管理課		木塚 欽也		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律 (平成7年法律第35号)附則第8条		関係する計画、通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	炭鉱災害に係る一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	一酸化炭素中毒症により療養補償給付を受けている被災労働者であって、常時介護を必要とするものに対し、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要するもの : 最高限度額 104,290円、最低補償額 56,600円 ②常時監視を要し、随時介助を要するもの : 最高限度額 78,220円、最低補償額 42,450円 ③常時監視を要するが、通常は介助を要しないもの : 最高限度額 52,150円、最低補償額 28,300円 (※いずれも平成25・26年度の月額)							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	12	11	10	9	10	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計		12	11	10	9	10	
	執行額		10	9	8	—	—	
執行率 (%)		83.3%	81.8%	80.0%	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。		成果実績	%	100%	100%	100%	—
			目標値	%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
			達成度	%	125%	125%	125%	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		活動実績	人	26	23	21	—
			当初見込み	人	—	—	23	23
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	本経費は被災労働者の請求に基づき支給する介護料であり単位あたりコストの算出はなじまない。		単位当たりコスト	—	—	—	—	—
			計算式	-	-	-	-	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	介護料支給費	9	10	支給見込みの増				
	計	9	10					

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	平成8年の介護補償給付の創設に伴い、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(以下「CO特措法」という。)に基づく介護料を廃止したが、介護補償給付制度の創設前から既に介護料を受給している者については、経過措置として、CO特措法に基づく介護料を引き続き受給することができることとされた。そのため、本事業が行われているが、対象者が存在している間は、ニーズがあるととも優先度は高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本介護料は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている被災労働者であって常時介護を必要とするものに対し、経過措置として、CO特措法に基づく介護料を引き続き支給しているものである。 そのため、本事業は、労災による被災者の援護のための事業であることから、労災保険を管掌する国が行うべきである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	本事業は、被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図るために、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずるものであり、対象者が存在している間は、ニーズがあるととも優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労災による被災者援護のための事業であることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、支給対象者から申請があった際に、審査し、支給する事業であることから、介護支給費は最低限必要な費目・使途である。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために、実行性の高い手段となっていると考えられる。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	当初見込んでいた支給件数に対して、概ね見込み通りの実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	本介護料は、介護補償給付の創設に伴い廃止されたものの、経過措置として引き続き受給することができることとされたものであることから、役割分担は適切である。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	420	労災保険給付(介護補償給付)	厚生労働省労働基準局労災管理課			
点検・改善結果	点検結果	本介護料の経費については、平成23年度以降継続して成果目標を達成しており、そのほかの各点検項目についても上記点検表のとおり適正に実施されている。				
	改善の方向性	本介護料は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成7年法律第35号。以下「改正法」という。)附則第7条の規定により廃止された炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)第8条の規定に基づく介護料について、改正法の施行の日(平成8年4月1日)の前日において支給を受ける権利を有していた被災労働者に対し、改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第8条の規定がなお効力を有することとし、支払うものであることから、対象者が存在している間は、廃止することはできない。 また、支給額については、他制度の介護手当との均衡等を考慮した見直しを行ってきている(見直しは、毎回、労働政策審議会の答申を得た上で行っている。) 以上のことから、当該経費については、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 り 状 通	点検結果も妥当であり、本事業は、炭鉱災害に係る一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与するための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
通 現 り 状	-					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	986	平成24年	830	平成25年	425

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.福岡労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
介護料支給費	一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対する介護料	8			
計		8	計		0
B.被災労働者			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
介護料支給費	一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対する介護料	8			
計		8	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福岡労働局	介護料の支給	8	—	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者	介護料の支給	8	—	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

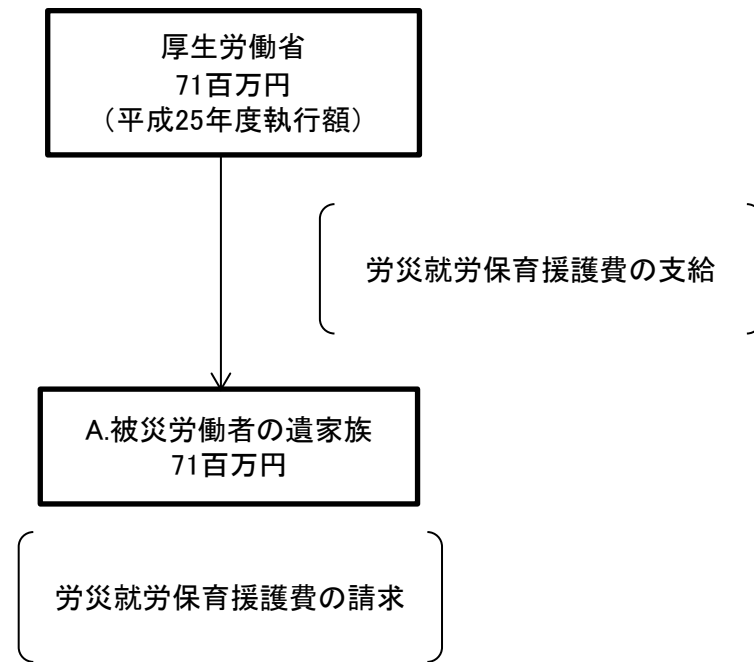
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	労災就労保育援護経費		担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 : 昭和54年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	労災管理課		木塚 欽也		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	労災就学援護費の支給について(昭和45年10月27日基発第774号)、 労災就学等援護費支給要綱(昭和45年10月27日基発第774号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者又はその家族で、就労のために子供の保育の必要が認められるものに、就労を促進するため、以下の労災就労保育援護費を支給する。 ・保育を要する児童・・・12,000円(要保育児1人につき月額)							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		補正予算	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—		
		計	74	66	75	72	75	
	執行額	71	64	71				
執行率(%)	95.9%	97.0%	94.7%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。		成果実績	%	82.2%	80.3%	82.7%	
			目標値	%	80.0%	80.0%	80.0%	80%
			達成度	%	102.8%	100.4%	103.4%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		活動実績	人	479	457	464	—
			当初見込み	人	—	—	477	449
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	被災労働者の遺族等からの請求に基づき支給される援護経費であり単位当たりコストの算出はなじまない。		単位当たりコスト	—	—	—	—	—
			計算式	—	-	-	-	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	労災就学等援護費	72	75	支給見込みの増				
	計	72	75					

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	業務上の事由又は通勤による死亡労働者や重度障害者の遺家族のなかには、その就労のため、被災労働者の子を保育所、幼稚園等に預ける必要のあるものもあることから、これら保育に係る費用を援護するため本事業が設けられているものであるため、広くニーズがあり優先度が高い事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、労災による被災者及びその遺家族援護のための事業であることから、労災保険を管掌する国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	業務上の事由又は通勤による死亡労働者や重度障害者の遺家族のなかには、その就労のため、被災労働者の子を保育所、幼稚園等に預ける必要のあるものもあることから、これら保育に係る費用を援護するため本事業が設けられているものであるため、広くニーズがあり優先度が高い事業である。	
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労災による被災者及びその遺家族援護のための事業であることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、支給対象者から申請があった際に、審査し、支給する事業であることから、労災就学等援護費は最低限必要な費目・使途である。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—	
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために、実行性の高い手段となっていると考えられる。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	当初見込んでいた支給件数に対して、概ね見込み通りの実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—	
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	国家公務員災害補償制度及び地方公務員災害補償制度について類似の事業があるが、それぞれ対象者が異なり、適切な役割分担となっている。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
		就労保育援護金(国家公務員災害補償制度)	人事院		
	就労保育援護金(地方公務員災害補償制度)	総務省			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	労災就労保育援護経費については、平成23年度以降継続して成果目標を達成しているところであり、そのほかの各点検項目についても、上記点検表のとおり適正に実施されている。			
	改善の方向性	<p>労災就労保育援護費については、各点検項目の評価のとおり、適正に実施されているところであり、保育に係る費用の一部を援護することにより保育を要する児童を抱える労災年金受給者又はその家族の就労を促進し、被災労働者及びその遺家族等の援護を図るために支給しているものである。</p> <p>また、支給額については、一般的に保育に要する教育費等を考慮した見直しを行ってきており、国家公務員災害補償制度等との均衡等を考慮していることから、本事業の支給額のみを変更することは、官民格差を生じさせるため、適当ではない。</p> <p>以上のことから、当該経費については、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。</p>			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現 状 通 り	点検結果も妥当であり、本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与するための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現 状 通 り	—				
備考					
—					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	987	平成24年	831	平成25年	426

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位: 百万円)

A.被災労働者の遺家族			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
労災就学等援 護費	労災就労保育援護費	71			
計		71	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者の遺家族	労災就労保育援護費の請求	71	—	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

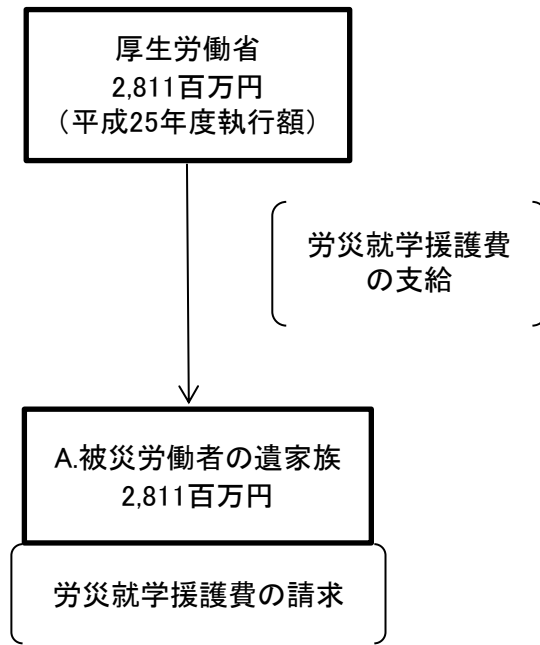
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	労災就学援護経費		担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭和45年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労災管理課		木塚 欽也		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	労災就学援護費の支給について(昭和45年10月27日基発第774号)、労災就学等援護費支給要綱(昭和45年10月27日基発第774号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	業務災害又は通勤災害によって亡くなられた方のご遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた方で、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給するもの。 ①小学生……在学者1人につき月額12,000円 ②中学生……在学者1人につき月額16,000円(通信制課程に在学する者にあつては13,000円) ③高校生等……在学者1人につき月額16,000円(通信制課程に在学する者にあつては13,000円) ④大学生等……在学者1人につき月額39,000円(通信制課程に在学する者にあつては30,000円)							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	2,826	2,897	2,945	2,910	2,946	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計		2,826	2,897	2,945	2,910	2,946	
	執行額		2,779	2,859	2,811	—	—	
執行率(%)		98.3%	98.7%	95.4%	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	申請から支給決定までに要する期間を1カ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。		成果実績	%	83.9%	83.8%	84.7%	—
			目標値	%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
			達成度	%	104.9%	104.8%	105.9%	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		活動実績	人	11,175	11,026	10,954	—
			当初見込み	人	—	—	11,160	11,130
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	被災労働者の遺族等からの請求に基づき支給する援護経費であり、単位当たりコストの算出はなじまない。		単位当たりコスト	—	—	—	—	—
			計算式	-	-	-	-	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	労災就学等援護費	2,905	2,942	支給単価の増による増				
	事務費	5	4					
計	2,910	2,946						

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	業務上の事由又は通勤による死亡労働者の遺族や重度障害者の子弟の中には、進学をあきらめ、学業を途中で放棄せざるを得ないものが少なくないことから、これらの者の就学を援護するため本事業が設けられているものであるため、広くニーズがあり優先度が高い事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、労災による被災者及びその遺家族援護のための事業であることから、労災保険を管掌する国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	業務上の事由又は通勤による死亡労働者の遺族や重度障害者の子弟の中には、進学をあきらめ、学業を途中で法規せざるを得ないものが少なくないことから、これらの者の就学を援護するため本事業が設けられているものであるため、広くニーズがあり優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労災による被災者及びその遺家族援護のための事業であることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、支給対象者から申請があった際に、審査し、支給する事業であることから、労災就学等援護費は最低限必要な費目・使途である。また、事務費として、調査経費、申請書等の事務経費があるが、当然に必要な経費である。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために、実行性の高い手段となっていると考えられる。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	当初見込んでいた支給件数に対して、概ね見込み通りの実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	国家公務員災害補償制度及び地方公務員災害補償制度について類似の事業があるが、それぞれ対象者が異なり、適切な役割分担となっている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	-	就学援護金(国家公務員災害補償制度)	人事院			
-	就学援護金(地方公務員災害補償制度)	総務省				
点検・改善結果	点検結果	労災就学援護経費については、平成23年度以降継続して成果目標を達成しているところであり、そのほかの各点検項目についても上記点検表のとおり適正に実施されている。				
	改善の方向性	<p>労災就学援護費については、各点検項目の評価のとおり適正に実施されているところであり、被災労働者の子弟が被災労働者の死亡や災害が原因となって学業を途中で放棄したり、あるいは進学を断念したりすることのないよう経済的な側面から就学の援護を図るために支給しているものである。</p> <p>また、支給額については、支給対象ごとに一般的に要する教育費等を考慮した見直しを行ってきており、国家公務員災害補償制度等との均衡等を考慮していることから、本事業の支給額のみを変更することは、官民格差を生じさせるため、適当ではない。</p> <p>以上のことから、当該経費については今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。</p>				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通	点検結果も妥当であり、本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与するための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通	-					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	987	平成24年	832	平成25年	427

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.被災労働者の遺家族			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災就学等援 護費	労災就学援護費の支給	2,811			
計		2,811	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者の遺家族	労災就学援護費	2,811	—	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	労災保険相談員等設置費		担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭和44年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労災管理課		木塚 欽也		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・労働者災害補償保険法(昭和22年4月7日法律第50号)第2条の2 ・労災保険相談員規程(平成19年3月30日訓第17号)第1条		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働基準監督署等に労災保険相談員等を配置し、労働者災害補償保険給付等に関する業務の迅速・適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働基準監督署等に労災保険相談員等を配置し、労災保険への加入、給付の請求、各種届出等及び被災労働者の社会復帰についての相談、指導に関する業務を行う。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	804	789	561	565	566	
		補正予算	110	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計		914	789	561	565	566	
	執行額		703	660	470	-	-	
執行率(%)		76.9%	83.7%	83.8%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)
	「国民の皆様の声」に寄せられる労災担当者に対する苦情の割合を労災保険に係る国民の皆様の声のうちの5%以内とする。(達成度:(100-成果実績(%))/95%)		成果実績		2.5%(8件)	2.6%(8件)	3.6%(8件)	
			目標値	%	5%	5%	5%	5%
			達成度	%	103%	103%	101%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	相談業務のより一層の充実を図るため、相談例を集めたFAQを作成する。		活動実績	件	229	221	231	-
			当初見込み	件	100	200	100	241
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	相談員の業務は多岐にわたり、統一的な評価方法を設定することが難しいため、単位当たりコストの算出はなじまない。		単位当たりコスト	-	-	-	-	-
			計算式	-	-	-	-	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	456	456	相談員の保険料の増				
	職員旅費	1	1					
	委員等旅費	3	3					
	庁費	63	64					
	社会復帰促進等事業委託費	42	42					
	計	565	566					

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働基準監督署職員は労災請求に対する調査・認定等の業務を多く担当しているが、日々寄せられる被災労働者等からの各種相談についても丁寧に対応する必要があることから、労災保険相談員等の設置は広く国民のニーズがある。 また、国が行う労災保険への加入、給付の請求等に係る相談に対応するための経費であることから、国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	厚生労働省組織規則第790条において、労働基準監督署の所掌事務として労災保険事業に関する業務が規定されており、これを円滑に行うための当該事業は国が直接実施すべきものである。 なお、平成25年度より相談実施体制の見直しを行い、労災保険に関する一般的な問い合わせに対応するコールセンター業務を外部委託し、業務の効率化を図った。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労働基準監督署等における労災保険への加入、給付の請求等に関する業務を迅速・適正かつ円滑に運営する必要があるため、被災労働者等からの相談に対応する労災保険相談員等の設置は優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	労災保険コールセンター事業については、一般競争入札により受託者を決定しており、支出先の選定は妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	被災労働者等からの各種相談について対応しており、労災補償給付等に関する業務の迅速・適正かつ円滑な運営に資することから受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	経費は、労災保険相談員等に支給する謝金や活動旅費やコールセンターの委託費等であり、真に必要なものに限定している。		
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	経費の節減により、庁費の執行が当初想定を下回ったもの。			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業では、労働基準監督署等に専門知識を有する労災保険相談員等を配置しているため、来署や電話等の手段で監督署に寄せられる被災労働者からの相談に対し、転送や取り次ぎを必要とせず、その場で相談員が対応することができるため、効果的に事業を実施している。 なお、平成25年度より相談実施体制の見直しを行い、労災保険に関する一般的な問い合わせに対応するコールセンター業務を外部委託し、業務の効率化を図った。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	平成25年度に寄せられた相談事例より、特に問合せの多い6・10月における照会内容を分析したところ、労災年金の定期報告に係る照会が多かったことから、これらについてのFAQを追加・更新した結果、見込みを上回るFAQを作成した。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	本事業は、労働基準監督署の所掌業務である労災保険への加入、給付の請求等に関する相談に対応することにより、労災補償業務等の迅速・適正かつ円滑な運営に資するものである。25年度も労災担当者に対する苦情の割合が5%を下回ったほか、FAQを作成するなど適切に事業が実施されている。				
	改善の方向性	今後も監督署の労災保険業務の状況等を踏まえて、労災保険相談員等の配置を見直すなど適切な執行の管理を行い、実績を踏まえた予算要求を行うこととする。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
通現り状	点検結果も妥当であり、本事業は、労災保険に関する相談を受ける、労災保険相談員を労働基準監督署に設置するための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
通現り状	-					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	989	平成24年	833	平成25年	428

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
470百万円(平成25年度執行額)

諸謝金、事務費等

〔 労災保険制度及び被災労働者の社会復帰につ
いての電話による相談対応 〕

【一般競争入札】

A. 都道府県労働局
438百万円

B. 富士通コミュニケーショ
ンサービス株式会社
32百万円

諸謝金、保険料等

〔 労災保険への加入、給付の請求、各種届出等及び被
災労働者の社会復帰についての相談、指導に関する業
務 〕

〔 労災保険制度に関する一般的
照会事項への対応業務(労災
保険コールセンター) 〕

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
謝金	労災保険相談員に係る謝金	36			
保険料	労災保険相談員に係る保険料	1			
計		37	計		0
B.富士通コミュニケーションサービス株式会社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	労災保険コールセンター業務	32			
計		32	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	37	-	-
2	愛知労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	23	-	-
3	大阪労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	21	-	-
4	北海道労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	17	-	-
5	埼玉労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	16	-	-
6	千葉労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	14	-	-
7	兵庫労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	13	-	-
8	岩手労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	13	-	-
9	神奈川労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	13	-	-
10	広島労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	13	-	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	富士通コミュニケーションサービス株式会社	労災保険制度に関する一般的照会事項への対応業務	32	4	72.7%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	労災ケアサポート事業経費		担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭和52年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労災保険業務課		藤永 芳樹		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	在宅で介護、看護等を必要としている労災重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	65歳未満の労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)及びその家族に対して、次の事業を実施する。 ①介護、看護、健康管理等に関する専門的知識を有する看護師等による訪問支援 ②医師による健康管理に関する医学専門的指導・相談 ③労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護サービスの提供及び労災ホームヘルパーの養成							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		当初予算	699	634	536	522	462	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	699	634	536	522	462		
	執行額	662	605	523	-	-		
執行率(%)	94.7%	95.4%	97.6%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る。	成果実績	%	96.5%	97.8%	96.3%	-	
		目標値	%	90%	90%	90%	90%	
		達成度	%	107%	109%	107%	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	労災重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間11,100件以上実施する。	活動実績	件	13,282	13,331	13,276	-	
		当初見込み	件	11,100	11,100	11,100	11,100	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円	49,845	45,417	39,383	-
	X:「執行額」 Y:「事業利用件数」		計算式	執行額 / 事業利用件数	662,046,329円 / 13,282件	605,452,982円 / 13,331件	522,843,676円 / 13,276件	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	労災ケアサポート事業業務経費	309	280	平成26年度国庫債務負担行為の歳出化額を要求(3年計画の2年次目) 【参考】 平成26年度既契約額:462百万円 平成27年度既契約額:462百万円 平成28年度既契約額:462百万円				
	健康管理指導等経費	5	5					
	労災ホームヘルプサービス事業経費	24	28					
	労災ケアサポート事業運営費	70	56					
	本部(統括センター)諸経費	31	39					
	一般管理費	44	20					
	消費税相当分	39	34					
計	522	462						

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働災害による重度被災労働者は、じん肺、せき髄損傷等の傷病・障害を有する者が多いが、これらの者は、呼吸困難、肺炎等の合併症を発症しやすいことや、褥瘡、尿路障害等の併発疾病を発症しやすいなど、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災被災者に特有の症状がみられること、また、一人暮らしの者も相当数いることから、看護師等による専門的な支援が必要であるため、労災重度被災労働者に対して介護支援を行う本事業のニーズは高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に、被災労働者の受ける介護の援護等を図る事業について実施することができることとされている。同条に規定されている事業を具体的に実施しているものが本事業であり、本事業は国が責任を持って実施する必要がある。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労働災害による重度被災労働者は、じん肺、せき髄損傷等の傷病・障害を有する者が多いが、これらの者は、呼吸困難、肺炎等の合併症を発症しやすいことや、褥瘡、尿路障害等の併発疾病を発症しやすいなど、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災被災者に特有の症状がみられること、また、一人暮らしの者も相当数いることから、看護師等による専門的な支援が必要であるため、労災重度被災労働者に対して介護支援を行う本事業の優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	競争性のある随意契約(企画競争)により受託者を決めていたが、平成26年度から一般競争入札により調達を行っている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は労災重度被災労働者の介護の援護等を図ることを目的とした事業であり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	効率的な訪問支援の実施に努め、1日当たりの訪問支援件数は2件以上を目安とする計画を策定し、コストの削減に努めている。また、単位当たりコストは、介護保険制度における訪問看護の1件当たり費用と比較して低額であり妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	委託費の全てが本事業を行う上で必要な経費として使用されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業の利用対象となる労災重度被災労働者の名簿を受託者に提供し、直接訪問支援等をさせることにより受託者において効果的な事業の実施を図っている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は見込みを上回っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	利用者の有用度を把握することにより介護の質の向上を図っている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	本事業は、労働災害による重度労災被災労働者のみを対象としているため、類似事業との適切な役割分担となっている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	004-5	訪問看護推進事業	医政局指導課在宅医療推進室			
点検結果・改善	点検結果	労災重度被災労働者等のニーズに対応した効果的・効率的な支援が行われており、毎年適切に事業が実施されている。				
	改善の方向性	平成26年度からは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札を実施し、受託者の選定を行うことで、より良質かつ低廉な公共サービスの提供に努める。				
外部有識者の所見						
平成23～25年度の活動実施件数に大きな変動がないが、予算額は毎年減少しており、単位当たりコストが低下している。国が実施する事業としての優先度は高いと考えられるが、質の維持が図られているのか、成果指標として検討する必要があるのではないかと。また、一者応札となっている体制は止むを得ないのかの検討が必要ではないかと。(増田)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
部容事業の改善一内	本事業は、平成26年度から「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札を実施し、受託者の選定を行うことで、より良質かつ低廉な公共サービスの提供に努めるとあるが、これを検証することが可能な成果指標を検討すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
執行等改善	平成26年度より、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(いわゆる市場化テスト)に基づく民間競争入札導入にあたり、「仕様書及び評価基準検討会」を設置し、 ①事業実施結果の評価方法であるアンケート調査を国自ら実施するよう変更(従前は受託者が実施) ②厳密な回答を把握できるよう回答項目の細分化(4段階から5段階)等の見直しを行った上で、平成26年度から平成28年度までの複数年度契約(3年)を締結(平成25年度までは単年度契約)したところである。 なお、一者応札解消については、次回契約(平成29年度)に向けて、現状を改善する手法について更なる努力を図る。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	990	平成24年	834	平成25年	429

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
523百万円(平成25年度執行額)

事業管理・受託者への指導

【企画競争】

A. (一財)労災サポートセンター
523百万円

- ①介護、看護、健康管理等に関する専門的知識を有する看護師等による訪問支援
- ②医師による健康管理に関する医学専門的指導・相談
- ③労災重度被災労働者に対する専門的介護サービスの提供及び労災ホームヘルパーの養成

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.(一財)労災サポートセンター			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	職員給与、福利厚生費	269			
運営諸費	通信運搬費、光熱水料、印刷製本費、租税公課、広報周知費、備品費	125			
旅費	訪問支援旅費、健康管理指導医旅費、メンタルケア指導医旅費、研修旅費、会議旅費	68			
賃借料	事務所借料、労災ケアサポート支援システム賃借料、コピー機借料、電話機借料	28			
消費税	消費税	25			
謝金	健康管理指導医謝金、メンタルケア指導医謝金、研修謝金	8			
計		523	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(一財)労災サポートセンター	在宅で介護、看護等を必要としている労災重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。	523	1	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

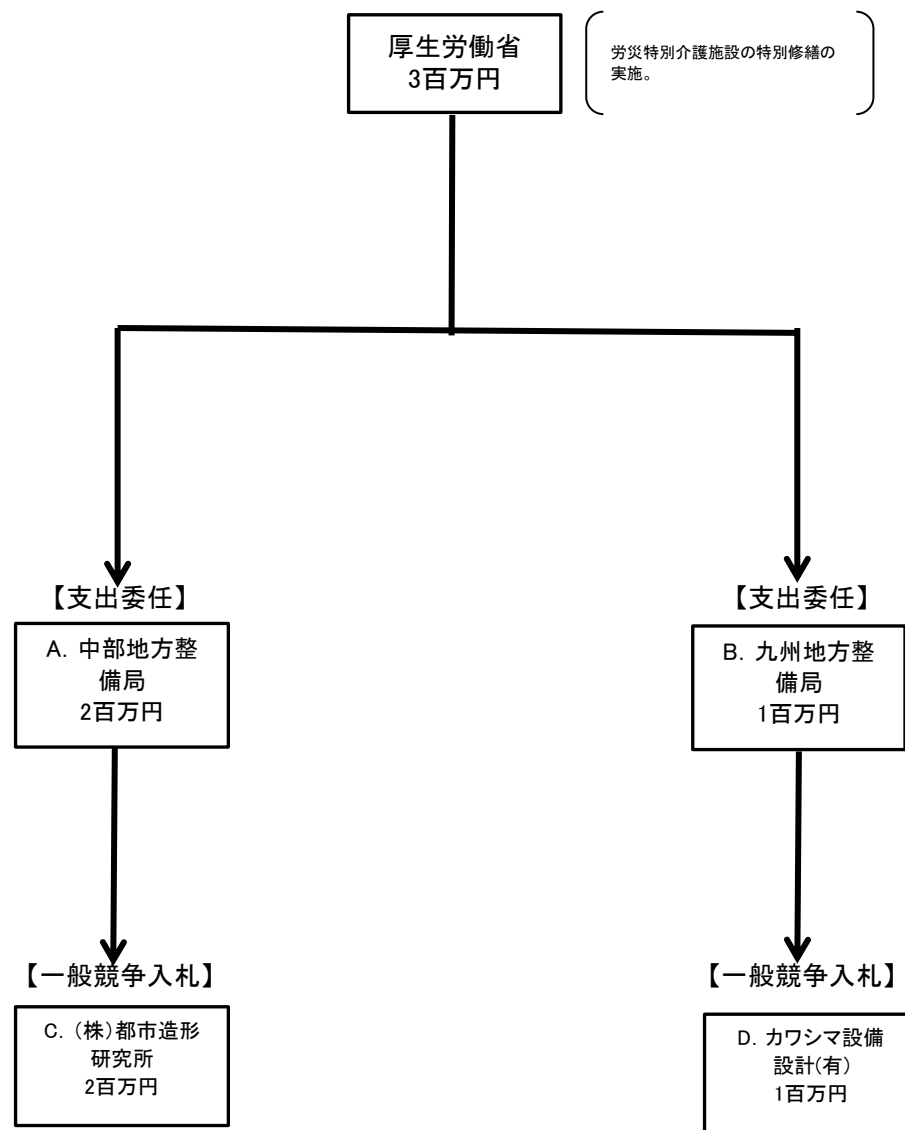
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	労災特別介護施設設置費		担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成元年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労災保険業務課		藤永 芳樹		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	在宅での介護が困難な高齢労災重度被災労働者に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するために国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)の特別修繕を行うことにより、施設入居者の安全な生活環境の整備を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)の経年劣化に対応するため、当該施設・設備の特別修繕を実施する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	151	89	84	165	178	
		補正予算	291	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	19	177	-	79	-	
		翌年度へ繰越し	▲177	-	▲79	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計		284	266	5	244	178	
	執行額		268	246	3	-	-	
執行率(%)		94.4%	92.5%	60.0%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	工事を確実に実施する。		成果実績	件/件	6/7	7/7	0/2	-
			目標値	件/件	7/7	7/7	2/2	5/5
			達成度	%	86%	100%	点検結果参照	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	工事実施件数		活動実績	件	6	7	0	-
			当初見込み	件	7	7	2	5
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y X:「執行額」 Y:「工事件数」		単位当たりコスト	百万円	45	35	0	49
			計算式	執行額/工事件数	268百万円/6件	246百万円/7件	3百万円/0件	244百万円/5件
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	施設設置費	165	178	緊急に修繕を要する設備が増えたことによる増				
	計	165	178					

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費 必要投入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	経年劣化が進行している施設の不備を放置することは、入居者の生命・生活を脅かしかねず、災害や事故が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねないことから、施設入居者の安全な生活環境の整備を図る本事業のニーズは極めて高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	施設の設置者たる国が修繕を行うべきものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	経年劣化が進行している施設の不備を放置することは、入居者の生命・生活を脅かしかねず、災害や事故が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねないことから、施設入居者の安全な生活環境の整備を図る本事業の優先度は極めて高い。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札により施工業者を決定している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	高齢労災重度被災労働者に対する施設介護サービスに必要な施設の修繕費であるため、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	労災特別介護施設の修繕に必要な費目のみである。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	不用は入札により生じた差額であり、理由は妥当である。		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	経年劣化した施設・設備を修繕することにより、入居者の安全な生活環境を整備することができ、専門的な施設介護サービスの安定的な供給が可能となっている。		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	本事業は、国が設立した労災特別介護施設(ケアプラザ)の設備等を特別修繕するものであるが、類似事業については、当該ケアプラザの入居者(高齢労災重度被災労働者)に対して施設介護サービスを提供することから、類似事業との適切な役割分担となっている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	4	労災特別介護支援経費	厚生労働省労働基準局			
点検・ 改善結果	点検結果	支出委任先である国土交通省が実施する工事の進捗状況について適宜報告を求め、適切に予算が執行されるよう努めている。平成25年度については技能労働者の不足等により入札不調となったものの、事業のニーズや優先度は高く、また、一般競争入札で調達を行っており、適正に事業を実施している。				
	改善の方向性	適切な水準の予算を確保する。また、十分な工期を確保した上で入札を執行する。なお、公共工事については建材高騰、人員不足により全国的に入札不調が急増したため、国土交通省において、例年4月に改定している公共工事設計労務単価を前倒しで2月に改定した。平成25年度に入札不調となった工事については、支出委任先である国土交通省が実施する工事の進捗状況について適宜報告を求め、平成26年度に調達を完了するよう努める。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状 通り	点検結果も妥当であり、本事業は、重度被災労働者に施設介護サービスを提供する労災特別介護施設(ケアプラザ)の修繕のための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状 通り	-					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	983	平成24年	828	平成25年	430

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・用途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と用途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.中部地方整備局			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
工事費等	外壁改修工事	2			
計		2	計		0
B.九州地方整備局			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
工事費等	中央監視装置及び自動制御設備改修工事	1			
計		1	計		0
C.(株)都市造形研究所			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
工事費等	外壁改修工事	2			
計		2	計		0
D.カワシマ設備設計(有)			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
工事費等	中央監視装置及び自動制御設備改修工事	1			
計		1	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中部地方整備局	外壁改修工事(支出委任経費)	2	-	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	九州地方整備局	中央監視装置及び自動制御設備改修工事(支出委任経費)	1	-	-

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)都市造形研究所	外壁改修工事	2	3	98.6%

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	カワシマ設備設計(有)	中央監視装置及び自動制御設備改修工事	1	8	61.1%

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	労災特別介護援護経費		担当部局庁	労働基準局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成元年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労災保険業務課		藤永 芳樹			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	—					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	在宅での介護が困難な高齢労災重度被災労働者に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する労災特別介護施設(ケアプラザ)の運営を行うことにより、高齢労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級～第3級に該当する60歳以上の労災年金受給者)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在型介護サービスを提供する。								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	2,116	1,959	1,927	1,931	1,902		
	執行額	2,112	1,959	1,921	-	-			
執行率(%)	99.8%	100.0%	99.7%	-	-				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。	成果実績	%	94.9%	95.0%	91.8%	-		
		目標値	%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%		
		達成度	%	105%	106%	102%	-		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	全国8施設の年平均での入居率90%以上とする。	活動実績	%	90.0%	90.0%	90.2%	-		
		当初見込み	%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y			単位当たりコスト	円	2,933,506	2,721,070	2,717,280	-
	X:「執行額」 Y:「平均入居者数」		計算式	執行額/ 平均入居者数		2,112,124,544円 /720名	1,959,170,346円 /720名	1,921,116,919円 /707名	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	介護費	1,393	1,245	平成26年度国庫債務負担行為の歳出化額を要求(3年計画の2年次目) 【参考】 平成26年度既契約額:1,902百万円 平成27年度既契約額:1,902百万円 平成28年度既契約額:1,902百万円					
	その他運営経費	538	657						
計	1,931	1,902							

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	高齢労災重度被災労働者は、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災被災者に特有の症状がみられること、また、労災被災者及びその家族の高齢化や核家族化の進展に伴い、在宅での介護が困難になっていることから、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを行う本事業のニーズは高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に、被災労働者の受ける介護の援護等を図る事業について実施することができることとされている。同条に規定されている事業を具体的に実施しているものが本事業であり、本事業は国が責任を持って実施する必要がある。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	高齢労災重度被災労働者は、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災被災者に特有の症状がみられること、また、労災被災労働者及びその家族の高齢化や核家族化の進展に伴い、在宅での介護が困難になっていることから、労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを行う本事業の優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	競争性のある随意契約(企画競争)により受託者を決めていたが、平成26年度から一般競争入札により調達を行っている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は高齢労災重度被災労働者に対する施設介護サービスの提供であるため、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	単位当たりコストは、介護保険の類似施設と比較しても高額ではなく、妥当なものとなっている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	委託費は、介護関係職員等の人件費や施設運営経費など施設介護に必要なもののみを使用されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	有用度調査の結果を踏まえ、受託者において効果的かつ実効性の高い施設介護を行っている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	有用度の高い施設介護を行っており、見合う実績を上げている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	入居者の有用度を把握することにより、介護サービスの質の維持・向上を図っている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	本事業は、高齢労災重度被災労働者のみを施設入居者として受け入れており、類似事業(187)との適切な役割分担となっている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	187	療護センター運営事業(独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金)	国土交通省・自動車局			
440	労災特別介護施設設置費	労働基準局労災保険業務課				
点検結果・改善	点検結果	活動指標として掲げる入居率を維持し、高齢労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた施設介護サービスの有用性も評価されており、毎年適切に事業が実施されている。				
	改善の方向性	平成26年度からは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札を実施し、受託者の選定を行うことで、より良質かつ低廉な公共サービスの提供に努める。				
外部有識者の所見						
これまで一者応札だった現状を改善する手法として、改善の方向性に沿って、受託者選定における競争性を保つ更なる努力を図っていただきたい。(横田)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
部容事業の改善	本事業は、平成26年度から「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札を実施し、受託者の選定を行うことで、より良質かつ低廉な公共サービスの提供に努めるとあるが、引き続き、受託者選定における競争性を保つ更なる努力を図ること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
執行等改善	平成26年度より、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(いわゆる市場化テスト)に基づく民間競争入札導入にあたり、「仕様書及び評価基準検討会」を設置し、 ①単年度契約から複数年度契約(3年)に変更 ②15%の一般管理費を計上可とし企業努力による節約分を利益として確保できる仕組み(平成25年度においては10%)を導入を行い、参入障壁になるような事項を見直した上で、調達したところである。 なお、一者応札解消については、次回契約(平成29年度)に向けて、現状を改善する手法について更なる努力を図る。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	992	平成24年	836	平成25年	431

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
1,921百万円(平成25年度執行額)

事業管理、受託者への指導



【企画競争】

A. (一財)労災サポートセンター
1,921百万円

国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者に対し、専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在型介護サービスを提供する。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかにつ
いて補足する)
(単位:百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.(一財)労災サポートセンター			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	看護師、介護士、管理栄養士、理学・作業療法士、施設事務職員の給与等	1,421			
運営諸費	通信運搬費、介護用什器備品費、消耗品費、印刷製本費、光熱水料、事務機器等借上、雑役務費(施設管理業務)等	383			
消費税	消費税	92			
謝金	医療コンサルタント謝金、公演謝金等	15			
旅費	委員等旅費、会議出席等旅費等	10			
計		1,921	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(一財)労災サポートセンター	在宅での介護が困難な高齢労災重度被災労働者に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する労災特別介護施設(ケアプラザ)の運営を行うことにより、高齢労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。	1,921	1	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

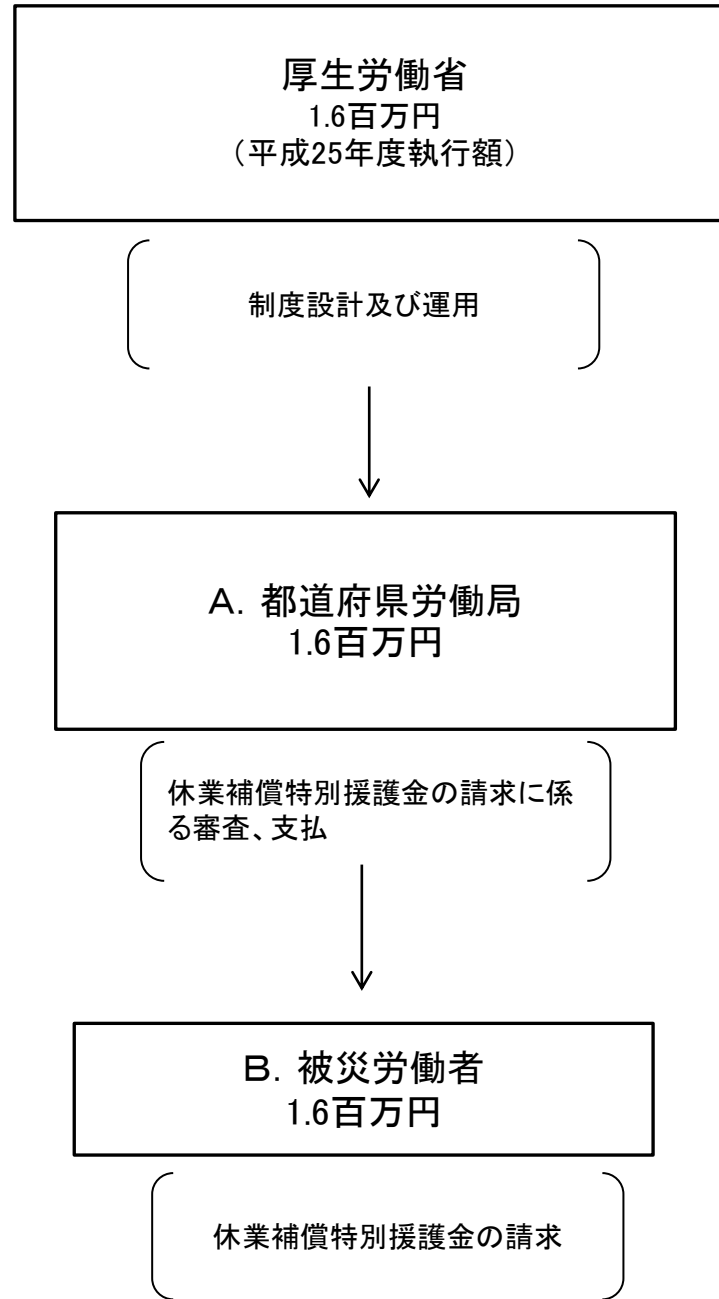
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	休業補償特別援護経費		担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和57年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	補償課		若生 正之		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	休業補償特別援護金支給要綱				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。 遅発性疾病に罹患し、業務上の疾病と認定された労働者のうち、やむを得ない事由で事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日相当額を支給し、もって被災労働者の援護を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	休業(補償)給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、この休業待期3日間の休業補償をやむをえない事由で受けることができない遅発性疾病に罹患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位: 百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		当初予算	2	2	2	1.5	1.9	
		補正予算	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-		
	計	2	2	2	1.5	1.9		
執行額	2.1	1.5	1.6					
執行率 (%)	105.00%	75%	80%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。		成果実績	%	95.7%	98.4%	93.9%	
			目標値	%	80%	80%	80%	80%
			達成度	%	120%	123%	117%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		活動実績	件	89	64	78	—
			当初見込み	件	—	—	56	64
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	本経費は被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、単位当たりコストの算出はなじまない。		単位当たりコスト	—	—	—	—	—
			計算式	—	—	—	—	—
平成26・27年度予算内訳 (単位: 百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	労災援護給付金	1.5	1.9	給付見込みの増による増				
計	1.5	1.9						

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は、遅発性疾病に罹患し業務上の疾病と認定された労働者のうち、やむを得ない事由で事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日分相当額を支給することにより、被災労働者の援護を図るものであり、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、国が実施すべき事業である(労働者災害補償保険法第29条第1項)。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、優先度が極めて高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は被災労働者の援護を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、被災労働者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	被災労働者に対する休業補償特別援護金の支給に必要な労災援護給付金の支給のみである。		
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	過去3箇年の支給実績の伸び率から積算した予定額を申請に基づく支給実績が下回ったことによるもの。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、労災保険給付を行う国が直接実施することが最も実効性の高い手段である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
点検・改善結果	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	本経費は被災労働者の援護のために必要な経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要がある。平成25年度は被災労働者のニーズに対応し、当初見込みの80%の執行実績となった。また、請求を受け付けたものについて、概ね一ヶ月以内に処理しており、毎年適切に事業が実施されている。					
改善の方向性	今後とも、既支給対象者、利用状況等を勘案し、適切に予算要求を行うこととともに、適切な事業を実施することとする。					
外部有識者の所見						
昭和57年から事業を行っていることから、予算額の多少にかかわらず、一度、事業全体のチェックを実施し、成果指標の目標値が適当であるか等、事業の改善に向けた検討をしていただきたい。(井出)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
の事業部内改善	本事業は、点検結果は概ね妥当であるものの、相当期間にわたり実施してきた事業であることから、一度、成果指標の目標値が適当であるか等、業務の改善に向けた検討をすること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
執行等改善	本事業においては、被災者の申請を迅速・適正に処理することが重要であることから、引き続き、成果指標は「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。」のままとするが、平成25年5月に、本事業の支払事務を労働基準監督署から都道府県労働局に集約化することによる運用方法の見直しを行ったところであり、今後はこの運用方法の定着を図り、執行の効率化に努めてまいりたい。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	994	平成24年	837	平成25年	432

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.北海道労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災援護給付金	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.91			
計		0.91	計		0
B.被災労働者			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災援護給付金	休業特別援護金支給費	1.6			
計		2	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.91		
2	大阪労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.25		
3	京都労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.17		
4	熊本労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.09		
5	茨城労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.07		
6	新潟労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.05		
7	鳥取労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.02		
8	滋賀労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.02		
9	和歌山労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.01		
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者	休業特別援護金の請求	1.6		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

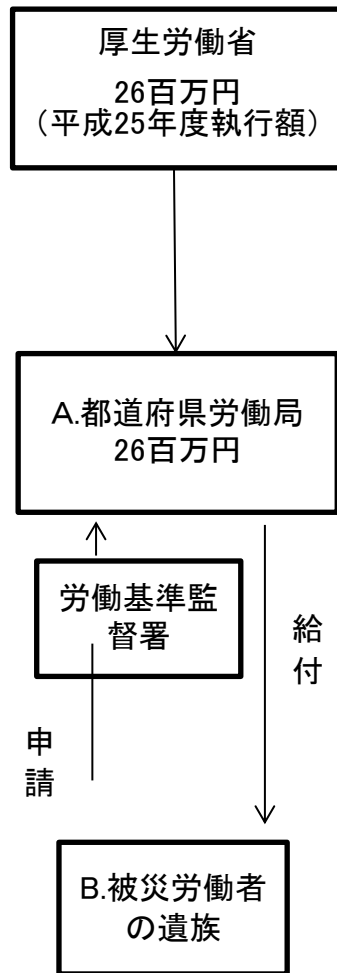
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	長期家族介護者に対する援護経費		担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成7年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労災管理課		木塚 欽也		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	平成7年4月3日付け基発第199号				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	要介護状態にある重度被災労働者を長期間抱える世帯においては、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にある。そのため、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るべく、長期家族介護者援護金を支給しているもの。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し、自立した生活への援助を行う観点から、生活転換援護金(一時金100万円)を支給するもの。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		当初予算	49	51	29	31	29	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計	49	51	29	31	29		
	執行額	26	30	26	—	—		
執行率(%)	53.1%	58.8%	89.6%	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。		成果実績	%	80.8%	83.3%	65.3%	—
			目標値	%	80%	80%	80%	80%
			達成度	%	100%	100%	82%	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		活動実績	件	26	30	26	—
			当初見込み	—	—	—	29	31
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	1,000,000(円/件) ※援護金は請求1件につき1,000,000円で定額。		単位当たりコスト	円	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
			計算式	百万円/件	26/26	30/30	26/26	31/31
平成26・27年度予算内訳(単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	長期介護者に対する援護経費	31	29	支給見込みの減				
計	31	29						

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	長期間要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合、その遺族の生活が著しく不安定になることを避けるため、国費を投入し、遺族に対して支援措置を講ずる必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、要介護状態にある被災労働者への保険給付業務を担う国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	援護金の支給によって、遺族の生活の激変緩和を図っており、重度被災労働者を長期間介護した遺族の援護のために必要であり、優先度は高い。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労災による被災労働者の遺族に対する支援措置であることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	通達に定められた支給額であり、妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	支給に必要な援護金のみである。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	申請に応じて、適正に給付を行ったものである。		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	当初見込んでいた支給件数に対して、概ね見込み通りの実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・ 改善 結果	点検結果	本事業は、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、遺族の生活の激減を緩和するべく支給するものであり、過去3年間、30件程度の支給件数を維持しており、一定のニーズが見込まれる。また、平成25年度においては成果目標を達成できなかったが、国費投入の必要性及び事業の効率性の各観点からみて適正に実施されており、今後も執行実績を踏まえて必要額を精査し、予算要求を行うこととする。				
	改善の 方向性	引き続き今後も執行実績を踏まえて必要額を精査し、予算要求を行うこととする。なお、成果目標を達成できなかったことから、申請から処理までに1ヵ月以上要した事案については原因を分析の上、迅速な支給決定を行うよう都道府県労働局に改めて指示することとする。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状 通り	点検結果も妥当であり、本事業は、要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、遺族に対して、生活転換援護金を支給するための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状 通り	—					
備考						
—						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	0996	平成24年	0838	平成25年	0433

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

○支給対象者

以下の①～④のいずれの要件をも満たす者に支給する。

- ① 障害等級第1級の障害(補償)年金又は傷病等級第1級の傷病(補償)年金の受給者(ただし、受給期間が10年以上の者に限る)であって、次のいずれかに該当していた者の遺族であること。
 - ・ 神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要すること
(③に該当する者を除く。)
 - ・ 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要すること。
 - ・ せき随の著しい障害により、常に介護を要すること。
- ② 妻又は55歳以上若しくは一定の障害の状態にある最先順位の遺族であること

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.北海道労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
援護金	長期家族介護者に対する援護経費	6			
計		6	計		0
B.被災労働者の遺族			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
援護金	長期家族介護者に対する援護経費	26			
計		26	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	6		
2	福岡労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	4		
3	新潟労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	3		
4	青森労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	1		
5	宮城労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	1		
6	千葉労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	1		
7	神奈川労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	1		
8	長野労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	1		
9	愛知労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	1		
10	三重労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	1		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者の遺族	長期家族介護者に対する援護金の請求	26		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	労災援護金等経費		担当部局庁	労働基準局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 : 平成16年度 終了(予定)年度 : 終了予定なし		担当課室	補償課		若生 正之			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	労災援護金支給要綱					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。 労災保険制度に打ち切り補償制度が存在した時期(昭和35年3月31日以前)に打ち切り補償費の支給を受けたため、法律上労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の療養にかかる負担を軽減することにより、被災労働者の援護を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	昭和35年3月31日以前に、労災保険法の規定による打切補償を受けた者であること等の支給要件を満たす者に対し、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給するもの。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	16	10	12	13	12		
		補正予算	—	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	—		
	計		16	10	12	13	12		
	執行額		12	12	11	—	—		
執行率(%)		75.0%	120.0%	91.7%	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。			成果実績	%	100%	100%	97.4%	—
				目標値	%	80%	80%	80%	80%
				達成度	%	125%	125%	122%	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。			活動実績	件	56	47	38	—
				当初見込み	件	(—)	(—)	(56)	(47)
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	本経費は被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、単位当たりコストの算出はなじまない。			単位当たりコスト	—	—	—	—	
				計算式	—	—	—	—	
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	労災援護給付金・介護支給費	13	12	給付見込みの減による減					
計	13	12							

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労災保険制度に打ち切り補償制度が存在した時期に打ち切り補償費の支給を受けたため、法律上労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の療養にかかる負担を軽減することにより、被災労働者の援護を図るための制度であり、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、国が実施すべき事業である(労働者災害補償保険法第29条第1項)。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、優先度が極めて高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は被災労働者の援護を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、被災労働者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	支給対象者に対する労災療養援護金、介護支給費の支給のみである。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、労災保険給付を行う国が直接実施することが最も実効性の高い手段である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	本経費は被災労働者の援護のために必要な経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要がある。また、25年度も被災労働者のニーズに応じ、当初見込みを上回る執行実績となる見込みだが、適切な事業が実施されている。				
	改善の方向性	今後とも、既支給対象者、利用状況等を勘案し、適切に予算要求を行うとともに、適切な事業を実施することとする。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、本事業は、打ち切り補償費の支給を受けたため、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者を援護するための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	998	平成24年	840	平成25年	434

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
11百万円(平成25年度執行額)

制度設計及び運用



A. 都道府県労働局
11百万円

労災援護金の申請に係る審査、支払



B. 被災労働者
11百万円

労災援護金の請求

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.佐賀労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災援護給付金	療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用	7			
計		7	計		0
B.被災労働者			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災援護給付金	労災援護金支給費	11			
計		11	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	佐賀労働局	労災援護金の申請に係る審査、支払	7	—	—
2	宮城労働局	労災援護金の申請に係る審査、支払	2	—	—
3	長崎労働局	労災援護金の申請に係る審査、支払	1	—	—
4	福岡労働局	労災援護金の申請に係る審査、支払	0.74	—	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者	労災援護金の請求	11	—	—

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

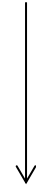
事業名	石綿関連疾患診断技術研修事業		担当部局庁	労働基準局労災補償部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成18年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	補償課		若生 正之			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	石綿関連疾患診断技術研修事業委託要綱					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	石綿関連疾患に係る診断技術の向上及び労災認定に不可欠な医学的所見に関する診断・計測技術の向上を目的として、医療関係者に対し、石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露所見の読影・検査方法や労災補償上の取扱い等について研修を委託して実施し、もって被災労働者の迅速・適正な援護を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	呼吸器系の疾患を取り扱う医師、産業医等の医療関係者に対し、受託者が以下の内容について研修プログラムを作成し、研修を実施する。 ・石綿に関する一般的知識、職域におけるばく露について ・石綿関連疾患の病態、診断及び臨床について ・石綿小体計測実習について ・労災補償制度について								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	23	22	22	21	21		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		23	22	22	21	21		
執行額		22	18	19	-	-			
執行率(%)		95.7%	81.8%	86.4%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
	研修を実施した際のアンケートにおいて、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。			成果実績	「有意義であった」旨の回答率	82.2%	83.4%	85.3%	-
				目標値	%	80.0%	80.0%	80.0%	80%
				達成度	%	103%	104%	107%	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	全国各地域において、計20回の研修を実施し、延べ700人が受講すること。			活動実績	研修回数 31回 受講人数948人	研修回数 27回 受講人数718人	研修回数28回 受講人数770人	-	
				当初見込み	研修回数 17回 受講人数500人	研修回数 20回 受講人数700人	研修回数 20回 受講人数700人	研修回数 20回 受講人数700人	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y X:「執行額」 Y:「研修回数」			単位当たりコスト	研修1回当たり	703,279円	676,589円	675,677円	1,050,000円
				計算式	X / Y	21,801,660/31	18,267,916/27	18,918,942/28	21,000,000/20
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	謝金・賃金	4	4						
	旅費	4	4						
	事務費等	12	12						
	消費税	1	1						
	計	21	21						

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は、医師の石綿関連疾患に係る診断技術の向上を図り、一般の医療機関の医師に広く石綿関連疾患及び労災補償制度について理解を深めてもらうことにより、労災請求の勧奨等を通じて被災労働者の援護を図るため、実施するものであり、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	国が実施している労災保険給付における、石綿関連疾患に係る診断技術や労災認定に必要な医学的所見に関する診断・計測技術の向上を図るものであるため、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	石綿関連疾患に係る被災労働者の迅速・適正な救済に資するものであり、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	高い成果水準を維持しながら事業を実施するためには、受託者の選定に当たり、石綿関連疾患に係る高度な専門的知識を有する医師等が、効果の高いものを企画、提供でき、かつ、本事業を確実に遂行できる事業実施体制を有することが必要であるが、本事業を実施しうる者が一者のみであることを検証するため、平成24年度から公募による調達を実施している。しかしながら、平成26年度は複数者の応募があったことから、今後の調達方法については、見直すことを検討する。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は被災労働者の援護を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、被災労働者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	目標を上回る回数の件数を実施できているため、単位当たりのコストの削減につながっており、水準は妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	研修講師に対する謝金や旅費等、必要な経費に限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	受託者が保有している機材等を使用したことにより、事務費の不用があった。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	より効果的な研修を行うべく、研修内容について最新の医学的知見等を反映しており、受講者の満足度も高く、事業の有効性は高い。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は見込みを上回っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	石綿確定診断等事業は、石綿関連疾患であることの確定診断や労災認定に必要な医学的所見の有無を確認等するものであり、医療関係者に対し石綿関連疾患の診断方法等について研修を行う本事業とは、事業の目的・内容が異なるものである。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	446	石綿確定診断等事業	厚生労働省労働基準局			
点検・改善結果	点検結果	平成25年度においても80%を超える受講者から研修が有意義であった旨の評価を受けるとともに、当初見込みを上回る回数の研修を実施するなど、適切に事業が実施されている。				
	改善の方向性	過去の執行実績に基づいた予算要求を行うとともに、引き続き適切な事業を実施することとする。				
外部有識者の所見						
事業内容も明確で、達成度も確保されており、適正に執行されている。引き続き適正に執行すること。(栗原)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、本事業は、石綿関連疾患に係る診断技術の向上及び労災認定に不可欠な医学的所見に関する診断・計測技術の向上を目的として、医療関係者に対し、石綿関連疾患の診断方法等について研修を委託して実施し、もって被災労働者の迅速・適正な援護を行うための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	今後とも、過去の執行実績に基づいた予算要求を行うとともに、引き続き適正な執行に努める。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	999	平成24年	841	平成25年	435

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
19百万円(平成25年度執行額)

〔 事業管理、受託者への指導 〕



【公募】

A. 独立行政法人 労働者健康福祉機構
19百万円

〔 研修プログラムの作成、研修の実施・運営 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.独立行政法人 労働者健康福祉機構			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
謝金	検討会講師謝金	10			
事務費	研修テキスト購入費、会場借料費、資料発送費	5			
旅費	研修会出席旅費	3			
消費税	消費税	1			
計		19	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働者健康福祉機構	研修プログラムの作成、研修の実施・運営	19	随意契約	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

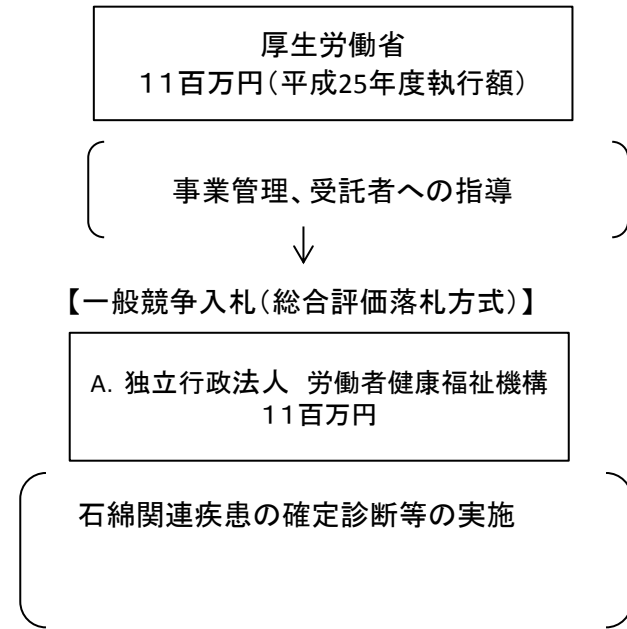
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	石綿確定診断等事業		担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成21年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	補償課		若生 正之		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	石綿確定診断等事業委託要綱				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	石綿関連疾患の労災認定に不可欠な、石綿関連疾患であることの確定診断や医学的所見の有無の確認等について、高度な専門知識と豊富な経験を有する複数の専門家や必要な計測機器等を確保できる機関等に委託し医学的所見を得ることで、迅速・適正な労災認定を行い、もって被災労働者の援護を図るため。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	受託者は、労働基準監督署等からの依頼等に基づき、複数の医学専門家で構成される「石綿確定診断委員会」において以下の診断等を実施する。 ・石綿関連疾患についての確定診断 ・石綿関連疾患の認定に必要な医学的所見の有無の確認等 ・石綿小体及び石綿繊維計測							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		当初予算	18	17	16	16	16	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	18	17	16	16	16		
	執行額	10	10	11				
執行率(%)	55.6%	58.8%	68.8%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
	労働基準監督署等から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を受けたものの全てについて確定診断等を実施する。	成果実績	確定診断実施件数	130	142	145		
		目標値	確定診断受付件数	確定診断等の依頼を受けたもの全て(130)	確定診断等の依頼を受けたもの全て(142)	確定診断等の依頼を受けたもの全て(145)	確定診断等の依頼を受けたもの全て	
		達成度	%	100%	100%	100%		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	10回以上確定診断委員会を開催し、依頼を受けた事案全てについて確定診断等を行い、労働基準監督署等へ回答する。	活動実績	確定診断実施件数	130	142	145	—	
		当初見込み	件	228	202	194	185	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト=X/Y		単位当たりコスト	確定診断等1件当たり	65,026	56,955	60,812	71,735
	X:「執行額」 Y:「確定診断等実施件数」		計算式	X/Y	9,558,879/147	9,625,332/169	11,006,892/181	15,710,000/219
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	謝金	1	1					
	旅費	2	2					
	事務費等	12	12					
	消費税	1	1					
	計	16	16					

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は、診断が困難とされる石綿関連疾患について、労災認定に不可欠な石綿関連疾患であることの確定診断等について委託し、医学的所見を得ることで、迅速・適正な給付を図るものであるため、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	国が実施している労災保険給付の認定に資する医学的診断等を行うものであるため、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	石綿関連疾患に係る労災保険の迅速・適正な給付に資するものであり、優先度が高い事業である。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	本事業は、医師の間でもより専門性が高く、また、極めて高い精度での診断等が求められる事業であり、受託者が保有する専門的知識、技術及び創意によって事業の成果が大きく影響されるものであるが、要件を具体的かつ詳細に網羅することは困難であることから、事業実施計画を価格とともに総合的に評価することが不可欠と判断し、平成24年度から総合評価落札方式による一般競争入札で調達を実施している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は被災労働者の援護を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、被災労働者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	石綿関連疾患の個別事案の確定診断等の実施に必要な経費の支出のみである。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	労働基準監督署等からの依頼が少なかったため。		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	成果実績、活動実績とも目標達成率が100%であり、実効性が高い。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	確定診断実施件数は労働基準監督署等からの依頼に基づくため、必ずしも見込みどおりにはならない。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	回答があった確定診断等を踏まえて、労働基準監督において労災保険給付の認定を行っている。		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	石綿関連疾患診断技術研修事業は、医療関係者に対し、石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露所見の読影・検査方法や労災補償上の取扱い等について研修を実施するものであり、石綿関連疾患の確定診断等を行う本事業とは、事業の目的・内容が異なるものである。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	445	石綿関連疾患診断技術研修事業	厚生労働省労働基準局			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	平成25年度においては、確定診断委員会を12回開催し、依頼を受けた事案全てについて確定診断等を行い監督署あて回答しているところである。成果目標及び活動指標ともに達成しており、適切に事業が実施されている。				
	改善の方向性	過去の執行実績に基づいた予算要求を行うとともに、引き続き適切な事業を実施することとする。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
部 容 事 改 の 業 善 一 内	執行率を踏まえ、予算額を縮減すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮 減	過去の執行実績に基づき予算要求額の見直しを行っているが、石綿確定診断等の件数は年々増加しているところであり、引き続き同水準の件数が見込まれている。今後とも、過去の執行実績を踏まえた予算要求を行い、不用率を縮小していくよう努める。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	1001	平成24年	843	平成25年	437

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.独立行政法人 労働者健康福祉機構			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
謝金	石綿確定診断委員会出席謝金、賃金	5			
旅費	石綿確定診断委員会出席旅費	3			
事務費	石綿小体計測検査費、意見書送付料	2			
消費税	消費税	1			
計		11	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働者健康福祉機構	石綿関連疾患の確定診断等の実施	11	1	99%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費		担当部局庁	労働基準局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成16年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労災管理課		木塚 欽也	
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項	関係する計画、通知等	独立行政法人労働者健康福祉機構中期目標(第3期) (平成26年3月7日厚生労働省基労第0307第2号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>労災病院を除く療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、相談、情報の提供その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図り、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>上記に定める施設の施設整備及び機器整備に要する経費を補助することにより、機構法第12条に定める業務を円滑に行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>アスベスト関連疾患等といった労災疾病等について、各労災病院における臨床データ等を活用した研究を行い、疾病等の予防法、治療法等の開発・普及を行うほか、せき損等の重度の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供、企業の産業医等に対する産業保健に関する研修等を行っている。</p>						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		当初予算	2,457	2,662	2,661	2,640	2,670
		補正予算	737	-	-	-	-
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-
		予備費等	-	-	-	-	-
	計	3,194	2,662	2,661	2,640	2,670	
	執行額	3,175	2,657	2,653	-	-	
執行率(%)	99.4%	99.8%	99.7%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)
	労災病院以外の施設について、施設整備に関する計画に基づき、計画的な増改築工事等を実施する。	成果実績	件	3	1	1	-
		目標値	件	3	1	1	3
		達成度	%	100%	100%	100%	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を定期的(年間4回)に開催し、適正な競争参加資格の設定や公告期間の十分な確保など契約の点検を実施することにより更なる適正化を図る。	活動実績	回	3	4	4	-
		当初見込み	回	3	4	4	4
		計算式	X/Y	数値/数値	数値/数値	数値/数値	数値/数値
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	個々の案件ごとに工事等の内容・性質が異なるため、単位当たりコストの算出は困難である。	単位当たりコスト					
		計算式	X/Y	数値/数値	数値/数値	数値/数値	数値/数値
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	建設費	2,377	2,407	岡山労災看護専門学校増改築の増			
	特殊営繕費	207	164				
	機器整備費	56	99				
計	2,640	2,670					

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労災病院を除く(独)労働者健康福祉機構の施設の施設整備及び機器整備であるため、国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1号に基づき、国が労働者健康福祉機構に対して交付決定を行う経費であることから、本事業は国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労災病院を除く施設の施設整備及び機器整備に要する経費を補助することにより、機構法第12条に定める業務を円滑に行い、もって労働者の福祉の増進に寄与するものであり、優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、機構法第12条に定める業務を円滑に行い、もって労働者の福祉の増進に寄与するものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	労災病院を除く施設の整備及び機器設備に要する必要な経費について交付している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	労災リハビリテーション作業所については、入居者の退所先を確保しつつ順次廃止を進めているところである(以下「点検結果」参照。)が、他の施設については十分に活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	「独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費」は、労災病院を除く施設整備及び機器整備を行うための使途・目的が限られた施設整備補助金であることから、「独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費」とは、予算や事業の性質が異なる。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	426	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費	厚生労働省労働基準局			
点検・改善結果	点検結果		<p>労災病院に対する施設整備費の補助は、平成16年度独法移行後に廃止(既に工事着工病院(7病院)に限り、第1期中期目標期間中(平成16~20年度)は経過措置として補助。)することで、大幅な予算額の縮減を図っており、労災病院の施設整備については、引き続き自前収入(医業収入)により措置することとしている。</p> <p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、「随意契約等見直し計画」を策定している。契約監視委員会を定期的に開催し、随意契約及び一者応札案件の事後点検及び調達予定案件の事前点検を実施することで、更なる契約の適正化・効率化を進めている。</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえた労災リハビリテーション作業所の順次廃止(平成23年度末に1施設、平成24年度中に2施設、平成25年度中に2施設廃止しており、残る作業所は1施設となっており、入居者の退所先を確保しつつ平成27年度末に廃止予定。)</p>			
	改善の方向性		今後も、事業の成果・実績等を踏まえ、さらなる効率化を図ることとしている。			
	外部有識者の所見					
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通	点検結果も妥当であり、本事業は、労災病院を除く療養施設等を修繕するための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通	-					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	1005	平成24年	846	平成25年	439

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
2,653百万円
(平成25年度執行額)

独立行政法人評価委員会において、毎年度、全ての業務実績、財務状況等に関する評価を踏まえ、これらを反映させた業務運営を行うなど、適切な業務運営について指導を行っている。

【施設整備費補助金】

独立行政法人
労働者健康福祉機構
2,653百万円

【一般競争入札等】

【一般競争入札等】

【一般競争入札等】

【一般競争入札等】

A 民間団体等
83百万円(9社)

B 民間団体等
10百万円(4社)

C 民間団体等
2,560百万円(15社)

D 民間団体等
1百万円(1社)

労災疾病研究センター、労災看護専門学校の施設整備に係る支出

産業保健推進センター、勤労者予防医療センターの施設整備に係る支出

労災リハビリテーション作業所、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センターの施設整備に係る支出

本部運営、産業殉職者慰霊事業、未払賃金立替払、安全衛生融資等の施設整備に係る支出

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて
補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.相鉄企業(株)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
-	学校校舎空冷ヒートポンプチラー更新工事	37			
計		37	計		0
B.(株)ムトウ			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
-	予防医療センター機器整備	3			
計		3	計		0
C.安藤建設(株)			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
-	総合せき損センター新棟建築工事	1,297			
計		1,297	計		0
D.(株)伊藤喜三郎建築研究所			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
-	霊堂内消火栓設備更新調査業務	1			
計		1	計		0

支出先上位10者リスト

A.(労災疾病研究等の運営)民間団体等のうち上位10社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	相鉄企業(株)	横浜労災看護専門学校校舎空冷ヒートポンプチラー更新工事	37	1	97.0%
2	(株)テクノカミオカ	東北労災看護専門学校ガスヒートポンプエアコン更新その他工事	28	1	45.2%
3	(株)浅沼組	東北労災看護専門学校学生宿舎1階食堂改修工事	9	1	99.1%
4	川崎興業(株)	関西労災看護専門学校防犯用監視カメラ設置工事	2	随意契約	—
5	(株)東洋実業	釧路労災看護専門学校真空暖房ポンプ更新工事	1	随意契約	—
		釧路労災看護専門学校上水揚水ポンプ更新工事	1	随意契約	—
6	北一建築(株)	釧路労災看護専門学校北面外壁改修工事	2	随意契約	—
7	矢作建設工業(株)	中部労災看護専門学校玄関ホール改修その他工事	1	随意契約	—
8	アイティーアイ(株)	熊本労災看護専門学校生体情報モニター	1	随意契約	—
9	タカギエレクトロニクス(株)	関西労災看護専門学校電話設備更新工事	1	随意契約	—
10					

B.(産業保健事業等の運営)民間団体等のうち上位10社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)ムトウ	北海道労災病院勤労者予防医療センター血圧脈波検査装置	2	随意契約	—
		関東労災病院勤労者予防医療センター超音波骨密度測定装置	1	随意契約	—
2	宮野医療器(株)	大阪労災病院勤労者予防医療センター高精度体成分分析装置	2	1	93.1%
3	(株)アステムメディカル	九州労災病院勤労者予防医療センター高精度体成分分析装置	2	2	99.6%
4	(株)シバタインテック	東北労災病院勤労者予防医療センター高精度体成分分析装置	2	1	100.0%
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.(リハビリテーション関係施設の運営)民間団体等のうち上位10社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	安藤建設(株)	総合せき損センター新棟建築工事	1,297	H22年度	—
2	新日本空調(株)	総合せき損センター新棟機械設備(空調)工事	335	H22年度	—
3	須賀工業(株)	総合せき損センター新棟機械設備(衛生)工事	326	H22年度	—
4	日本電設工業(株)	総合せき損センター新棟電気設備工事	321	H22年度	—
5	(株)ソフトウェアサービス	総合せき損センター病院情報システム	204	5	99.9%
6	(株)山下設計	総合せき損センター増改築工事管理業務	37	随意契約	—
7	中村建設(株)	吉備高原医療リハビリテーションセンター電気室自立型低圧配電盤内部交換更新工事	14	2	95.5%
		吉備高原医療リハビリテーションセンターハロゲン化物消火設備更新工事 他	12	*	*
8	(株)日立製作所	総合せき損センター昇降機設備工事	9	H22年度	—
9	成和産業(株)	吉備高原医療リハビリテーションセンター圧縮空気供給装置更新工事	3	随意契約	—
10	正晃(株)	吉備高原医療リハビリテーションセンターバイオメディカルフリーザー	1	随意契約	—

D.(その他)民間団体等のうち上位10社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)伊藤喜三郎建築研究所	高尾みころも霊堂内消火栓設備更新調査業務	1	随意契約	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※「入札者数」及び「落札率」の欄に記載の「*」は、契約案件が複数含まれるもの。